

## 【意見要望活動】

### 兵庫県商工会議所連合会の「平成18年度兵庫県予算に対する要望」

#### 1. 予算編成の基本方針

##### <要望事項>

##### 1. 予算編成の基本方針

平成18年度の予算編成においては、未だ景気回復の実感に乏しく、依然として厳しい経営環境の下で懸命の自助努力を続ける中小企業に対する経営支援策の積極的な展開、効率的且つ効果的な公共事業の実施など当面の景気対策に軸足を置くとともに、既存産業の高度化や地場産業の活性化、新産業の創造、内外企業の誘致等、兵庫経済の活性化を重視した予算編成を行われないよう十分かつ安定的に予算を確保し、確実に執行していくべきである。

商工会議所の相談指導体制についても、三位一体改革が進展する中において弱体化することのないよう十分かつ安定的に予算を確保し、確実に執行していくべきである。

また、徹底した行財政改革を引き続き進めるとともに、業務の民間委託を推進されたい。さらに、各地域において適切に事業を実施するため、各県民局への重点的な予算配分と一層の権限委譲を実施されたい。

##### <回答>

1 本県の経済・雇用情勢は、設備投資や輸出入が堅調に推移し、雇用面でも求人数の増勢が続いており、非製造業など一部に弱さが残るものの、穏やかに回復している。この回復基調をより確かなものとするため、「ひょうご経済・雇用再生加速プログラム」に基づき、「強みを生かす」、「やる気を伸ばす」、「国内外との交流を進める」、「地域の特性を生かす」の4つの基本方向のもと、14のプロジェクトを推進しており、中長期的な視点と短期的な視点の施策を合わせて一体的に展開することにより、産業の特性、地域の実情に応じた中小企業・地域産業や雇用就業の直面する課題解決に、きめ細かく取り組むこととしている。

具体の施策として、ものづくり分野では、県内の産・学・官の強みを生かしたナノ（超微細）、人工知能（ロボット）、健康、エコ（環境・エネルギー）の4分野における産学集積群（クラスター）の形成に取り組むほか、中小製造業や地場産業におけるブランド化、世代を超えた人材の育成等を推進し、高い付加価値と周辺産業への波及性を持ったものづくり産業を構築していく。

また、地域の産業の活性化に向けては、ものづくり施策とも連携しつつ、国内外の企業・研究所の立地促進、物的担保・第三者保証人を要しない中小企業金融の推進、魅力ある商店街の再生など、兵庫経済の力を引き出し、高めていくための取り組みを進める。

なお、小規模事業支援費等補助については、三位一体改革で一般財源化されたが、地域中小企業団体等を育成支援していく必要があることから前年度と同額の措置を講じていく。

2 県民局が地域の総合行政機関として、県民主役、地域主導により策定した地域ビジョンの実現に向けた取組を進めるため、平成13年4月の県民局再編以降、県民局の政策形成機能の充実や、組織、人事、予算に関する機能の拡充を行ってきた。

予算面では、平成17年度当初予算編成において、県民局の直接予算要求枠を拡充するとともに、平成18年度においては、地域ビジョンの実現・地域固有の課題解決に必要な独自の地域施策に係る企画検討経費である地域戦略推進費の増額や県単独土木事業の県民局枠の充実など、地域の独自性や特色を発揮するたぐの機能を強化したところである。

また、県民局の現地解決能力を高め、地域における多様なニーズや課題に迅速かつ的確に対応できるように、平成13年度以降、約150項目の事務・権限を本庁から県民局に移し、地域の実情を反映した機動的な対応に努めている。

今後とも県民局が真の現地解決型組織として、その期待される役割を十分発揮していけるよう、これらの機能を十分に活用し、総合的な地域施策の立案・実施、地域課題への迅速かつ的確な対応を図っていく。

## 2. 中小企業対策の推進

### <要望事項>

#### 2-（1）震災復興対策

国による震災復興対策は、復興計画期間の満了に伴い、大半の支援措置が平成 16 年度をもって終了したが、被災地は未だ産業・経済の本格復興に至っておらず、被災中小・零細企業は依然として厳しい経営情勢にあるので、引き続き兵庫県として必要な支援措置を講じられたい。

### <回答>

被災地域をはじめとする本県の経済は、全国的な景気低迷の影響もあり厳しい状況が続いていたが、最近では、県内GDPが14・15年度と連続して全国を上回る成長となったほか、有効求人倍率、神戸港の輸出総額等も上昇傾向にあり、総じて経済環境は好転している。

また、日銀神戸支店の昨年 12 月の短期経済観測調査(短観)によると、中小企業の平成 16 年度の売上高・経常利益は、前年比で増加が見込まれている。ただし、増加の水準は大企業を下回っているほか、業種間でも格差が見受けられるため、今後は回復のすそ野を一層広げていくことが求められる。

このため、本県では今年度「ひょうご産業・雇用再生加速プログラム」を策定した。このプログラムでは、「兵庫の強みを生かす」「兵庫のやる気を伸ばす」「国内外との交流を進める」「地域の特性を生かす」という 4 つの基本方向に沿って、本県の強みである「ものづくり」を中心に、成長性の高い産業構造への変革を進めていくこととしている。

このプログラムは、ポスト震災 10 年をも見据えて策定したものであり、本プログラムを積極的に展開するなかで、被災地域の産業復興にも十分留意し、被災企業に対する支援を実施していきたい。

### <要望事項>

#### 2-（2）中小企業支援体制の強化

- ① 創業・経営革新等に積極的に取り組む中小企業を効率的且つ効果的に支援するため、「中小企業支援ネットひょうご」が兵庫県における中小企業支援機関の中核組織として、充分機能を発揮できるよう今後とも充実・強化に努めるとともに、ユーザーサイドに立った分かりやすい広報活動に努められたい。
- ② 中小企業新事業活動促進法の普及を図るための説明会・相談会等を現在、(財)ひょうご産業活性化センターが実施しているが、より機動的に対処できるように各会議所に直接予算化されたい。

### <回答>

創業・経営革新等に取り組む中小企業等に対して、(財)ひょうご産業活性化センターおよび県下に設置されている地域中小企業支援センターにおいて、個々の企業の実態に即した経営に関する相談助言や民間専門家の派遣等の事業を行うなど、各種の中小企業支援施策を総合的に提供している。

また、成長企業の発掘・育成を推進するため、(財)ひょうご産業活性化センターに総括コーディネーターを設置し、支援策のコーディネート能力を強化するとともに、中小企業支援機関間の連携体制の強化を図っている。特に、中小企業の成長発展の大きな隘路の一つとなっている的確な市場戦略の構築を積極的に支援するため、斬新なアイデアや優れた技術力等の下に開発される新商品や新サービス等を有する成長可能性が高い中小企業に対し、当該新商品等の市場競争力等を確実に確保するため、支援ネットの目利き能力を最大限に活かしその市場・経営戦略の構築支援を行うとともに、企業OBや専門家等の経験・ノウハウを活用して、商品・サービスの販路開拓の支援や元気企業の経営者等による経営指南を行う。

なお、HPや広報誌等各種広報媒体の活用により中小企業にわかりやすい広報を実施していく。

<要望事項>

2-(3) 中小企業への金融対策

- ① 県内中小企業の資金繰りを支援するため、各種融資制度の申込要件及び融資条件を緩和されたい。また、中小企業は担保及び第三者保証人の提供が困難であることから、無担保無保証人による融資制度の一層の拡充を図られたい。
- ② 「緊急災害復旧資金」の融資期間、返済据置期間について、さらなる延長は認められなかったが、厳しい資金繰りを余儀なくされている中小企業者が依然として多く存在している状況に鑑み、兵庫県の借換融資制度においては、神戸市等の制度融資も借換対象に含めるようにするなど、同制度の弾力的運用を図られたい。
- ③ 兵庫県信用保証協会の経営基盤を強化し、中小企業への円滑な資金供給を確保されたい。また、事業の将来性や経営者の資質、知的財産、あるいは商工会議所等の公的支援機関による支援実績に着目するなど、財務面だけでなく定性情報を勘案した弾力的な審査体制を構築されたい。
- ④ ひょうご中小企業技術評価制度は、高い技術や将来性のある事業展開を図りながら、資金を確保できない中小企業にとっては研究開発のモチベーション向上と資金繰り上の不安緩和が図れる。今後は本制度に対しての助成金制度や融資・保証審査への積極的な活用を図られたい。
- ⑤ 兵庫県の中小企業融資制度に付される保証協会の信用補完制度については、現在、国において見直しが進められているが、「部分保証制度」や「負担金方式」が導入された場合においても、「長期」「固定」「低利」という制度の特徴を維持する措置を講じるよう配慮されたい。また、金融機関が本融資制度を通じ、従来通り中小事業者への円滑な資金供給が行われるよう、保証が付されない部分を兵庫県が補填するなどの方法も検討されたい。

<回答>

- 1 中小企業融資制度については、これまでも中小企業者の資金需要に対応するため、融資枠の拡大、融資期間の延長、融資利率の引き下げ等融資条件の改善に努めてきた。  
平成18年度においても、中小企業を取り巻く経済環境にはなお厳しい面も見られることから、融資目標額を3,300億円（H17年度当初比300億円増）確保し、ミドルリスク層を含めた中小企業者に対する資金供給を支援する地域金融支援融資制度の創設や、さらに第三者保証人要件の撤廃などやる気ある中小企業者を支援していく。  
今後とも、中小企業者の資金ニーズに対応した融資条件の改善等に努め、中小企業融資制度の充実強化を図っていくとともに、金融機関及び信用保証協会に対して中小企業金融の円滑化への協力を要請していく。  
また、国に対しても、中小企業への資金供給が円滑に進むよう、今後も、県から提案、要望に努めていきたい。
- 2 県、神戸市の「緊急災害復旧資金」の融資（据置）期間は、当初10年（うち据置3年）以内であったが、被災中小企業者の軽減負担を図るため、これまでに国へ融資（据置）期間の延長を要望した結果、7度の延長が認められ、現行17年（うち据置10年）以内となっている。  
据置期間及び融資期間のさらなる延長について国に要望し、協議を続けてきたが、延長は認められなかった。これを受け、県では、中小企業の経営は依然厳しい状況にあることに鑑み、償還が円滑に進むように、次の対策を講じることとした。
  - ・条件変更の弾力的な運用  
現行制度において、個々の中小企業者の経営実態を踏まえ、従来にも増してきめ細かい条件変更を弾力的に運用する。
  - ・借換貸付の適用  
借換貸付の対象資金に緊急災害復旧資金を加え、借換できるようにすることにより、月々の返済負担を軽減し資金繰りの改善を図る。

3 兵庫県信用保証協会の経営基盤の強化を図るために、基本財産について、これまでに累計で77億余円を出捐してきたところであるが、今後とも安定的な協会経営が維持され、中小企業金融の円滑化が図られるよう努めていきたい。

保証協会においては、従来から中小企業金融の円滑化を図るため、保証審査にあたっては、資金使途の適格性、業績・業容、返済能力、経営者の人物、事業の将来性等を調査・検討しており、財務面だけでなく、定性情報等についても十分勘案し、総合的に判断しているところである。県としては、保証協会に対して、機会あるごとに、弾力的な対応を要請しているところである。

なお、保証協会では、無担保・無第三者保証人で三営業日以内にスピード審査を行う保証制度として「ひょうご無担保ローン『じんそく』」を実施してきたところであるが、その拡大版として「スーパーじんそく」を平成17年度に創設し、好評を博しているなど、中小企業者に対する資金供給の円滑化に取り組んでいるところである。

また、人的・物的担保に依存しないで中小企業に資金供給できる売掛債権担保融資保証制度に積極的に取り組んでいるほか、平成18年度からは、制度融資をはじめ全ての保証について、第三者保証人を徴求しないことにしている。

今後とも、保証協会と連携して更なる利用促進への取り組みを積極的に進め、中小企業への資金供給の円滑化に努めていきたい。

4 ひょうご中小企業技術制度については、制度の利用促進のため、評価費用10万円のうち半額の5万円を県が補助するなど、各種の支援を行っているところである。また、制度融資においては、成長期待企業貸付について、技術評価制度で一定以上の評価を得て(財)ひょうご産業活性化センターの支援決定を受けた中小企業が融資申し込みできるようにするなど、技術評価を融資に結びつける取り組みを行っている。

そのほか、銀行・信用金庫等主要金融機関及び信用保証協会に対し、説明会の開催や個別訪問等で当制度の内容説明及び利用依頼をきめこまかく実施するなど、当制度の利用促進に努めている。

5 基本的な考え方として、制度融資の「長期」「固定」「低利」という特徴は、中小企業者への利便性が高いと考えられることから、県としては今後も堅持したいと考えている。

また、部分保証等が導入された場合に、金融機関の貸出姿勢が消極化する可能性があることから、部分保証等の制度改正の動向を踏まえつつ、対応策について検討していきたい。

#### <要望事項>

##### 2-(4) 地元中小企業への優先発注

建設業界をはじめとする県内中小企業は、長引く不況と公共事業の抑制等により自助努力の限界を超える厳しい経営状況にあるため、発注機会の拡大を図るとともに、PFI、分離・分割発注、経常JV方式等を活用し、地域の特性に通じた地元中小企業への優先発注に努められたい。さらに、建設業者だけでなく、設計事業等関連事業者にも支援施策を講じられたい。

また、兵庫県における物品購入や資材調達、あるいは地元中小IT企業育成の観点から各種ソフトウェアの開発等の事業についても優先的に発注願いたい。

#### <回答>

公共工事の発注にあたっては、事業の効率的執行とコスト削減の要請の範囲内で可能な限り、分離・分割発注を行うとともに、技術的に施工可能で、競争性が確保できる工事については、極力地元企業を入札参加者として選定することにより、県内中小建設企業の受注機会の確保に努めるとともに、県内建設企業により結成される一般共同企業体制度(経常JV方式)を活用するなどにより、県内中小建設企業の受注機会の拡大にも配慮しているところである。

また、設計等業務の発注にあたっては、建設工事と同様に、地元企業へ優先的に発注するよう努めているところである。

<要望事項>

2- (5) 中小企業の人材育成支援

中小企業は、大企業に比べ人材育成に取り組みにくい環境にあるが、中小企業が持つ優れた技術を後世に伝承するためにも、技術者の育成や様々な能力開発などの人材育成に取り組む企業を支援する制度を講じられたい。また、優良な中小企業が後継者不足から廃業に追い込まれることのないよう、後継者を対象とした人材教育等円滑な事業承継のための環境整備にも取り組まれたい。

<回答>

労働者の職業能力開発を促進するため、中小企業事業主等が行う認定職業訓練に要する経費を補助するとともに、国の制度として、企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、「キャリア形成促進助成金」が支給されている。

税制面でも、人材投資促進税制などの優遇措置もとっている。

人材育成については、平成 17 年度に有識者による「ものづくり人材育成構想検討委員会」を設置し、学校教育段階から職業生活の各段階に応じた総合的・体系的な人材育成の仕組みについて、検討を行ったところである。

また、若年求職者を対象とした実務・教育連結型人材育成システム（デュアルシステム）や事業主の実情に応じたオーダーメイド型の事業主委託訓練などを充実し、兵庫しごとカレッジシステムにより、企業ニーズに対応した人材育成に取り組んでまいりたい。

<要望事項>

2- (6) 中小企業のIT化支援

- ① 中小企業におけるIT化を促進するため、人材の育成や電子商取引の推進に対し積極的な支援を行うとともに、IT関連機器導入、システム開発等を対象とした助成措置の拡充・強化を図られたい。
- ② 電子自治体の構築に伴い、建設・土木工事の電子入札や物品関係の電子調達等の導入が本格化しており、大企業と比べて情報化の推進が遅れがちな中小企業にとって事業機会の損失に繋がらないよう、電子署名・認証システムや入札参加資格登録等につき、周知・啓発を徹底し、デジタルデバイドを抜本的になくすよう努められたい。また、各種申請をインターネットでできるように推進されたい。
- ③ 県下商工会議所が取り組むIT化推進事業及び商工会議所自体のIT化に対する支援措置を強化されたい。

<回答>

1 「ひょうごIT新戦略」（重点取組期間16～18年度）のもと、中小企業のIT導入を支援するとともに、その利用環境を整備するため、個々の中小企業のIT化ニーズに対応した専門家による指導助言、ITを活用した第二創業・新分野進出に係る新事業開発への支援などを積極的に進めていく。

2 土木・建築工事の電子入札については、平成15年12月から試行を、平成16年度以降、順次対象範囲を拡大し、平成19年度には本格実施することとしている。

電子入札の導入にあたっては、入札参加資格者名簿の登録企業全員に対して、はがきで周知するとともに、インターネット上に「兵庫県電子入札サイト」を開設し情報発信を行う等、情報提供と周知を図ってきたところである。また、説明会等を開催するとともに、引き続き「体験講習会」を開催し、周知・啓発に努めていく考えである。

一方、入札参加資格申請についても、ホームページで情報提供と周知を図るとともに、無料の電話での相談窓口を設け、システムの習熟を図るなど、普及に努めているところである。

3 物品電子入札・開札システムにおける電子署名・認証システムについては、兵庫県ホームページ上で認証局の情報及び申請手続き方法を周知しており、平成18年2月末日現在において389社が電子認証を取得している。

また、平成18年4月からは、個人事業者、代理人、複代理人向けに、物品電子入札・開札システム対応認証局に公的個人認証を追加することとしている。

さらに、平成16年8月の本格稼働以降（予定価格が100万円以上の案件について原則全面電子化を実施）、電子入札の利用状況は増加していることから、今後は、原則電子入札のみの対象を拡大していく予定である。

平成18年1月～2月に受付けた平成18・19年度の入札参加資格登録についても、兵庫県ホームページ上で電子申請等の手続き方法を周知するとともに電子申請のフォームをわかりやすくしたことにより、電子申請の割合が59.8%となり、前回（平成16年1～2月受付の16・17年度分）の45.5%と比べ大幅に上回った。

また、物品関係入札参加資格審査申請においては、電子申請に限り随時受け付けており、利用者の利便性を図っている。

今後とも、兵庫県ホームページ等において、新しい情報を提供するなど周知に努めていく。

4 平成15年度に運用開始した電子申請システムについては、その対象手続きを順次拡大している。

また、平成17年2月からは法人県民税・事業税の電子申告を開始しており、他税目や申請・届出手続のオンライン化、電子納税、納税証明書の電子化等についても調査検討を行っている。

5 商工会議所のIT推進事業等については、中小企業の経営革新等を図る上で重要であるとの認識のもと、従来からの小規模事業支援費補助金のメニュー等を最大限活用しながら、今後とも支援措置の充実に努めていく。

#### <要望事項>

#### 2－（7）中小企業の環境対策への支援

① 「自動車NO<sub>x</sub>・PM法」や「環境の保全と創造に関する条例」によって規制を受ける県下関連事業者の代替車両への買い替えや排気ガス低減装置装着等の負担を軽減させる低利融資等の助成措置を一層充実されたい。さらに、条例の効果を担保する見地から、他地域から流入する不適合な車両に対する具体的な対応策を引き続き講じられたい。

② エコアクション21の取得等の環境マネジメントシステムの構築や、環境保全に関連する新たな設備投資を行う中小企業に対し、税制面の優遇措置並びに特別融資の一層の拡充を図られたい。

#### 2－（8）各種規格認証取得への支援強化

経営体制の整備や技術の高度化など経営レベルの向上を図るため、中小企業がISO、HACCPなどの国際規格の認証を取得するのに対し、審査登録関係費やコンサルタント派遣費用等取得に要する費用の助成に配慮願いたい。

#### <回答>

1 ディーゼル自動車等の運行規制の対象となる車両の買い替えについては、中小企業者を対象として、従来からの融資制度等に加え、平成16年1月より「特別融資」、「特別貸与」、「政府系金融機関の融資への利子補給」及び「特別補助」を設けている。平成18年度には、「特別融資」、「特別貸与」、「特別補助」について、支援枠を拡大することとしている。

また、運行規制対象車両への窒素酸化物及び粒子状物質を同時に低減する装置についても装着補助を行っているところである。

今後とも、車両の買い替え等が必要となる中小企業者に対する相談窓口等を通じ、個々の状況に沿ったきめ細かな対応を行うこととしている。

- 2 平成18年10月から、運行規制の対象となる車両がさらに増加することから、違反車両も増加することが想定されるため、カメラ検査を一部自動化するなどによる監視の強化を図る。
- また、8月、9月を集中啓発月間として、道路情報板による周知、街頭啓発や広報誌への掲載、横断幕の設置などを集中して行うとともに、新たなリーフレットの作成と運行規制の状況などを掲載した情報誌を創刊し、他府県や関係団体等へ配布するなど啓発強化に取り組んでいく。

<要望事項>

2-(9) 雇用対策の推進

- ① 「兵庫しごとカレッジシステム」の運営については、県下商工会議所との連携・活用に配慮するとともに、商工会議所が実施する各種人材交流事業や教育研修事業への助成を強化されたい。
- ② 中高年・障害者の雇用を促進するため、雇用先の企業に対して助成金等のさらなる充実とともに、手続きの簡素化を図られたい。併せて、女性の社会進出・雇用の創出を支援する意味でも保育所整備を行うなど待機児童対策にもなお一層取り組まれない。
- ③ 若年層の失業率が高止まりしている一方、中小企業においては基幹的な戦力となり得る若年労働者の確保が困難になっている。次代を担う若年者の就業促進や雇用のミスマッチの解消を図るため、職業教育の強化や、コンサルティング・能力開発・職業紹介等を一連のプログラムとして実施するなどの施策を講じられたい。また、インターンシップや日本版デュアルシステムの普及促進を図るため、協力企業に対する助成金等の拡充を図られたい。

<回答>

- 1 経営者団体及び商工団体はじめ専修学校等職業能力開発サービスの実施機関や労働団体、行政機関等が相互に連携し、平成15年度から本格的に運営を開始した「兵庫しごとカレッジシステム」については、貴連合会と以下のような事項について引き続き連携を図っていきたいと考えている。  
(貴連合会への協力依頼事項)
  - ① 企業ニーズに対応した能力開発プログラム(個別企業ごとのオーダーメイド型)の開設に関する各商工会議所・会員への働きかけ
  - ② 「未来の匠育成事業」等の職場実習先企業の確保、企業内技術者等の講師紹介
  - ③ 実務・教育連結型人材育成システム(デュアルシステム)実施に伴う実習受入企業の開拓、調整
  - ④ 受講修了者の就職先企業の確保・調整
- 2 商工会議所が実施する各種人材交流事業や教育研修事業については、従来から小規模事業支援費補助金事業の事業メニューにあるむらおこし事業等地域活性化事業により厳しい経営環境に置かれている小規模事業者の経営者、従業員等を対象に実施しており、今後も引き続き、事業推進に必要な経費を支援する。
- 3 雇用先の企業に対する助成金等による中高年・障害者の雇用促進については、国と連携しつつ、継続雇用定着促進助成金、試行雇用奨励金や障害者雇用納付制度に基づく助成金等、国の助成制度の活用等により実施している。  
県においては、引き続き国の助成制度の普及啓発を行うとともに、高年齢者・障害者雇用については、平成17年度に創設した「事業所ユニバーサル貸付」により、中小企業等への設備資金の融資を通じた雇用促進も行うこととしている。
- 4 また、それぞれの市町において待機児童の状況や人口増加動向等を考慮に入れて、保育所の創設や増改築または、分園により定員の増加を図るとともに、定員の弾力化による受入児童数の拡大を図り、地域の保育需要に対応してきている。  
今後も、市町と連携を取りながら、地域需要に応じた適切な保育サービスの提供に努めていくこととしている。

5 若年求職者については、職業意識の醸成や労働市場の実態に即した職業能力開発、キャリア形成を図ることが重要であることから、「若者しごと倶楽部」において、おおむね35歳未満の若年失業者（いわゆる「フリーター」等の不安定就労者を含む）を対象として、キャリアカウンセラーから紹介・就職まで一貫した就職支援を行っている。

18年度は、阪神、播磨地域に「若者しごと倶楽部」サテライトを設置し、運営を委託するNPO団体等が有する、ネットワークや専門的な知識を活かした就職支援事業や市町の若者就職支援施設への出張カウンセリング等による連携をすすめる。

また、ものづくりをはじめとするしごとの体験を通じ、その関心を高め、職業に対する意識を醸成するため、しごと体験支援連絡協議会の設置及び産業人バンク・しごと体験協力企業バンクの運営等を行う「しごと体験ネットワーク事業」を実施する。

<要望事項>

2- (10) 法人事業税への外形標準課税の撤廃

産業界がその導入反対を強く主張してきた外形標準課税については、遺憾ながら資本金1億円超の企業に対し平成16年4月から導入されているが、この導入が我が国産業の弱体化の一因となる懸念があり、今後、早急に廃止するよう国に対して強く働きかけられたい。

<回答>

1 法人事業税は、法人がその事業活動を行うに当たって受けている行政サービスの経費を負担するという趣旨の応益課税であり、その受益、すなわち事業活動の活動規模に応じて広く薄く負担していただくというのが、本来の姿であると考えている。

2 外形標準課税については、平成15年度の税制改正により導入されたものであるが、当時の経済情勢を踏まえ、資本金が1億円を超える法人を対象として、外形標準課税の導入割合は4分の1に限定され、さらに、赤字が3年以上継続する法人や創業5年以内の赤字ベンチャー企業を対象とする徴収猶予制度、雇用安定のための控除制度（報酬給与額が収益配分額の70%相当額を超える場合には超過額を収益配分額から控除）が盛り込まれている。

3 今後とも、納税義務者となる法人、関係団体に対し、外形標準課税が行政サービスとの応益性に配慮した税制であること、景気・雇用に配慮したものであること等の制度内容について、十分ご説明と周知を行い、現行制度の円滑な執行に向けてご理解とご協力をいただくよう努めていきたい。

3. 小規模企業対策の拡充・強化

<要望事項>

3. 小規模企業対策の拡充・強化

① 小規模事業者への相談指導体制の一層の強化を図るため、経営指導員等補助対象職員の人件費の確保など待遇改善について今後とも特段の配慮を願いたい。特に補助対象期間については、現在は補助対象職員が満60歳となる年度の末までとされているが、段階的な年金満額支給年齢の引き上げや65歳までの雇用延長義務化の実施に伴い、弾力的に対応されたい。さらに、各地商工会議所への経営指導員の設置数についても、従前の国庫分を含めた経営指導員数を今後とも維持されるよう配慮頂きたい。

② 国と県で補助金削減項目の一つとして挙げられている小規模事業経営支援事業費補助金は、中小・小規模企業の経営改善や地域活性化に対し重要な役割を果たしているため、三位一体改革による税源移譲によって事務局長設置費を含めた小規模事業対策予算が縮小することのないよう支援願いたい。



<回答>

小規模事業者に対する金融、税務、経営に関する指導等を中心とする経営改善普及事業など地域の総合経済団体として商工会議所が実施する各種事業の重要性は十分に認識していることから、三位一体改革により国庫補助金が廃止となるが、県単独予算として対前年度と同額を確保することとし、これら商工会議所への支援については、今後とも団体の人的・財政的基盤の強化等に配慮しつつ、団体の広範な事業実施に支障のないよう関係予算の確保に努めていきたい。

また、経営指導員の定数については、地区内の小規模事業者の数によって定められていることから、平成13年事業所統計の結果によっては一部の商工会議所において現在の配置数が定数を超過しているが、その超過数について、経営指導員の退職があるまでは配置を認めている。

#### 4. 中小商業・中心市街地活性化対策の推進

<要望事項>

##### 4-（1）商店街等の活性化支援補助金の拡充と要件緩和

- ① 商店街等における空き店舗対策・共同事業・人材育成等の支援策を拡充・強化するとともに、ひょうご産業活性化センター等による施策情報提供の充実強化を図られたい。また、各種助成事業が効果的に活用されるよう資金使途の条件や補助率の緩和を図られるとともに、申請時期等についても柔軟に対応願いたい。
- ② 商店街等の意識改革のきっかけづくりと商店街等の活性化を図るため、「やる気のある」商店街・小売市場やNPOをはじめ任意の異業種交流グループなど支援対象の枠組みを広げ、より重点的な支援を行われたい。さらに、それらの団体が事業計画に従って実施する取り組みに対しては、柔軟性のある総合的な助成策を講じられたい。
- ③ ユニークで自立的な商店街活性化活動を推進するため、今年度で終了予定の商店街競争力強化基金に代わるソフト事業向け助成事業の創設を図られたい。

<回答>

- 1 商店街等は、これまで商業的機能に加えて地域コミュニティの中心としての社会的機能を有してきた。しかしながら、現状では商業的機能のみならず社会的機能の低下も進んでいると考えられることから、地域住民に商店街等が必要であると認識してもらい、商店街等に足を向けてもらうため、社会的機能の再生を図り、まちづくりの観点から取組を進めることが、商店街の活性化に向けて重要と考えられる。

このことから、ひょうご産業活性化センターの有する情報発信、アドバイザー機能を活用しつつ、商店街等の空き店舗を活用した託児所等の子育て支援の実施や、新規開業希望者を試験的に空き店舗で開業させるミニチャレンジショップの開設等を支援する「空き店舗活用支援事業」を実施するほか、「商店街活性化事業（地域連携イベント事業）」により地域と一体となって実施するイベント事業等を支援し、地域のにぎわい創出や商店街活性化に不可欠なリーダーの創出・育成等を図るなど、商店街活性化のために多面的な支援を進めていく。

また、17年度からは、「空き店舗活用支援事業」の活性化支援事業及び「地域連携イベント事業」の元気づくり事業について、市町による随伴補助要件を緩和するとともに、申請時期についても、他の補助金も含め、募集締切後、予算に余裕があれば、随時受付を行うなど柔軟な対応に努めている。

- 2 18年度から、「空き店舗活用支援事業」について、補助対象事業者に第3セクターやNPOを加えるなど、商店街を活動の場として、ユニークな事業を展開する様々な主体の取組に対して幅広く支援することとしている。

さらに、商店街に限らず、NPOや商業者グループなどが、まちづくりの観点から取り組む先進的な事業に対して、ハード・ソフト両面から柔軟に支援する「先導的活性化事業」については、子育て支援などの特色ある取組に対して、助成期間を2年から3年に延長するなど、意欲ある取組に対して、より重点的な支援を行うこととしている。

3 商店街競争力強化基金事業は平成 12 年度に創設され、商店街の競争力の強化を図るための様々なソフト事業を支援してきた。

その後、兵庫県では、兵庫県の単独事業として、商店街が活性化のために取り組む空き店舗活用事業等を支援する「空き店舗活用支援事業」、まちづくりの観点から実施する先進的な取組を支援する「先導的活性化事業」、商店街が地域と一体となって実施する集客イベントを支援する「地域連携イベント事業」などを創設し、商店街競争力強化基金事業と同様の商店街の活性化に係る様々なソフト事業を支援できる体制を整えている。

今後は、それらの制度を効率的に展開し、その上で商店街等のニーズを把握しつつ、制度の充実を図って参りたい。

#### <要望事項>

#### 4- (2) 「まちづくり 3 法」の抜本的見直しと中心市街地活性化への支援

- ① 「まちづくり 3 法」が制定され 7 年が経過したが、当初期待された効果は現れず、むしろ 3 法制定時より中心市街地の疲弊はさらに深刻化している。こうした状況を踏まえ、広域調整メカニズムの導入を含む現行制度の総合的・抜本的見直しを国に働きかけられたい。また、地域に進出する大型量販店等が、既存商店街や近隣住民等と共生を図り、ともに地域の活性化を推進していくような県独自の仕組みづくりを推進されたい。さらに、大型店の出退店等によって甚大な影響を受ける場合は、柔軟な支援措置を請じて頂きたい。
- ② 中心市街地活性化法による取り組みを効果的に進めるため、事業推進の中心となる TMO への運営補助、県による市町への支援強化及び市町等行政内部における体制整備等に取り組まれない。また、TMO の事業の採算性や組織体制のあり方を市町とともに検討し、自律的な活動が可能となるように支援を行われたい。
- ③ 大店立地法の運用については、同法下で近年増加しつつある深夜営業は周辺住民に看過できない影響を与えており、同法に基づく説明会の開催にあたっては、地域住民が参加しやすいよう指導するとともに、説明会開催の公示についても、自治体の広報またはホームページを通じて、より告知が行き届くよう配慮されたい。

#### <回答>

1 平成 10 年のまちづくり 3 法制定から 7 年が経過し様々な対策が講じられたにも関わらず、地方都市を中心として中心市街地の衰退に進んでいることから、国においてまちづくり 3 法の見直し作業が行われ、改正法案が今国会で審議、改正される予定である。そのうち、都市計画法については、用途地域等における立地規制の見直しが行われ、広域に渡って都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設の立地規制を厳しくするなどの改正が行われる見とおしである。

また、県においては、広域的な土地利用の観点から、市町と連携しながら、阪神間及び東中播臨海地域において、大型店の立地誘導・抑制などを目的とする「広域土地利用プログラム」の策定作業を平成 16 年度から進めてきたところである。

同プログラムに位置づける、大規模店の立地を誘導する「広域商業ゾーン」を、今後、県都市計画区域マスタープランに反映させるとともに、市町の都市計画決定を指導することにより「広域商業ゾーン」以外での大規模店の立地を抑制することとしている。「広域商業ゾーン」を、地元商店街を中心とする地域に設定し、大規模店を誘導することで地元商店街と大規模店の連携を図り、中心市街地の活性化に努めていきたい。

2 中心市街地活性化のため、TMO の行う活性化事業への補助、活性化に関わる様々な主体への意識醸成、運営に対する助言・相談制度の活用促進を行っている。

具体には、TMO に対しては、中心市街地商業活性化基金による活性化のためのイベントなどのソフト事業、テナント・ミックス、ニーズ把握・実施可能性を検討するための調査事業に対し補助を行っている。

この他、市町・TMO担当者・商業者などまちづくりに関わる主体を広く対象とするシンポジウムの開催による意識醸成や、中小企業基盤整備機構による中心市街地活性化アドバイザー制度によるTMO等への助言・指導制度の活用を図っている。

また、中心市街地の活性化を図るため、付加価値の高いサービス業を中心市街地等へ誘致する「事業所向けサービス業振興事業」を平成18年度から実施することとしている。

- 3 大規模小売店舗の深夜営業については、大店立地法に基づく指針（大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針）によって、周辺地域の生活環境の保持という観点から、騒音についての対策が求められているほか、防犯や青少年の非行防止の対策に対する協力を求めており、この指針に基づいて、届け出の審査や指導を行っているところである。

大規模小売店舗の新規出店や営業時間の延長を行う場合には、大店立地法では原則として1回の説明会を行うよう定めているが、本県では周辺地域の生活環境に与える影響を考慮して、平日の昼の時間帯に1回及び平日の夜若しくは土曜・日曜に1回の、合計2回の開催を求めている。

また、公示方法についても立地予定の敷地に掲示するほか、新聞折り込みチラシや近隣自治会の掲示板への掲示、回覧などにより、周辺地域への周知に努めるよう指導しているところである。

## 5. 地場産業の活性化・ものづくり産業の振興

<要望事項>

### 5-（1）産学連携・技術開発等への支援

- ① （財）新産業創造研究機構内に設置された「兵庫県産学官連携イノベーションセンター」は、県下ものづくり産業の高度化、新産業の創造等に資する重要な組織であるので、引き続きその運営を積極的に支援されるとともに、所要の予算措置を講じられたい。また、商工会議所の産学官連携への取り組みに対しても、シーズセミナー・説明会の開催の際は、助成金の拠出等積極的に支援されたい。
- ② 兵庫県下のものづくり産業の国際競争力強化のため、（財）新産業創造研究機構が取り組むロボット等導入促進事業を積極的に支援されたい。
- ③ 本年1月に策定された「ひょうご経済・雇用再生加速プログラム」において、地域に集積する製造事業所や大学、研究機関、産業支援機関との連携、支援を図るため、県内3ヶ所（神戸、阪神、播磨）に「兵庫ものづくり支援センター」が整備されているが、ものづくり産業を育成し、地域独自のクラスター形成を更に促進する観点からも、同センターのコーディネーター機能の尚一層の充実と運営体制の強化に向けた積極的な支援をお願いしたい。

<回答>

- 1 イノベーションの源泉である大学の知恵を活用したビジネスの立ち上げを促進する仕組みとして、（財）新産業創造研究機構に「兵庫県産学官連携イノベーションセンター」を設置し、成長分野の研究開発から事業化までを一貫して支援する大学発のイノベーションシステムを構築している。イノベーションセンターによる支援により、産学官連携による新たな研究開発の推進や事業化等の成果が上がっているところであり、平成18年度においても必要な予算を確保することにより、引き続き事業を継続し、ベンチャー企業設立や既存企業の第二創業の実現を図っていく。

また、イノベーションセンターを効果的に機能させるため、県内大学、国研、公設試等の各研究機関のネットワークによる産学官連携総合窓口として、「兵庫県産学官連携コンソーシアム」を結成し、産学官連携により課題解決を求める企業の相談等に対応しており、商工会議所における産学官連携への取り組みについても、コンソーシアムを通じて積極的に支援していく。

2 中小企業の生産性向上を図る上で、ロボット等の導入は効果があると考えている。このため、(財)新産業創造研究機構の技術移転センターが行う中小企業等技術移転事業において、ロボット等導入促進事業についても支援していくこととしている。

3 平成17年4月、「ひょうご産学集積群(クラスター)プロジェクト」の推進にあたり、その技術支援拠点として、神戸、阪神、播磨に「兵庫ものづくり支援センター」を開設し、地域産業のニーズに応じて整備した先端共同利用機器を地域中小企業等に広く開放、新製品開発に向けた試作研究等を支援しているとともに、現場に精通し高度なスキルとノウハウをもつコーディネーターを配置し、産学官の連携支援、共同研究及び技術支援に取り組んでいるところである。

18年度については、超精密加工を実現するマイクロ測定装置をはじめ、超微細レベルでの金型等の表面加工が可能となる高度精密加工機器、及びコンピュータ制御で立体構造物の形状を三次元で測定可能な三次元精密測定機器等を拡充整備するとともに、優れた研究・技術シーズを発掘し、市場性・事業化可能性等を検証するための予備調査を通じて、共同研究プロジェクトの立上げを支援するなど、ものづくり支援センター機能の充実を図り、県内中小企業のさらなる技術開発・製品開発の向上及び新事業創出に向け支援していく。

#### <要望事項>

##### 5-(2) 新商品開発と新たな市場開発への支援

- ① ものづくり産業の振興にとって販路開拓が大きな課題となっているので、受発注等取引情報の収集・発信に努めるとともに、商工会議所等が実施する商談・ビジネス交流のための場づくり事業への支援を強化されたい。
- ② 三木市の金物や神戸市長田区のケミカルシューズ等の地場産品の海外市場開拓や地域ブランドづくり等について積極的に支援されたい。また、新しい地域の魅力を創出するため、商工会議所が実施する地域ブランディング資源の発掘・開発に対する支援策の拡充を検討されたい。
- ③ 地場産業が高付加価値商品開発に取り組むためには、試験研究機関の充実が不可欠であることから、兵庫県立工業技術センターや兵庫県機械金属工業技術支援センター、兵庫県繊維工業技術支援センター等の体制強化を図るとともに、企業巡回の強化や開放的な共同研究体制づくり、産官学連携により一層取り組まれない。
- ④ JAPANブランド育成支援事業における「豊岡かばんのブランド展開プロジェクト」を引き継ぐものとして、豊岡鞆の地域ブランド確立や海外市場開拓等の事業が進められており、積極的なご支援をお願いしたい。併せて、「カバンストリート事業」についても引き続き支援願いたい。
- ⑤ 地場産業認定方式による税制上の優遇策等、兵庫県産品を奨励する条例を制定された。

#### <回答>

1 マーケティング、販売ルートの開発、商談・ビジネス交流の場づくりについては、(財)ひょうご産業活性化センターにおいて各種商談会を実施し、ものづくり中小企業の支援を行っている。

また、受発注取引情報についてはセンターにおいて情報収集・発信を行うとともに、インターネットを活用した「ひょうご取引マッチングシステム」の登録企業拡大に努める等、支援体制の強化に努めている。

2 地場産業の海外販路開拓については、これまで、産地組合等に対し海外での見本市・展示会の開催、出展等に支援を行うとともに、集積活性化法等の助成制度を活用し、企業グループ等が実施するマーケティング等へ支援を実施してきた。

また、意欲ある企業や企業グループ等に対しては、地場産業活性化事業により製品の企画立案からマーケティング、販路開拓に至るまでの総合的な取組や海外への販路開拓事業等に対して支援するとともに、新たなブランド創出に向けた取り組みを支援することとしている。

また、本県企業の海外市場開拓に当たっては、本県のもつ海外事務所等のネットワークを利用した情報提供などにより、支援を行うこととしたい。

- 3 工業技術センターでは、これまで県内中小企業等からのニーズに基づく技術課題の解決及び技術開発、技術シーズの活用を通じて地域産業の健全な発展と育成を支援することを役割とし、これを達成するためのシーズ、ノウハウと知的インフラを構築してきた。さらに、近年、企業ニーズの高度化、多様化と分野の融合化が進展する中で、これらに対応した技術支援活動の効果的な取り組みが必要である。

今後ともこの役割を基本としつつ新たな企業のニーズに対応するため、一層の応用的、実用的な領域を主体とした研究開発の重点推進と、その成果の具体化に向けた総合的、多角的な技術支援活動を基礎的な研究シーズを有する大学等や産業支援機関、そして特徴的な技術と意欲的な取り組みを行う本県の元気企業との緊密な連携を図りながら、ひょうご元気産業の発展、育成のための総合的、多角的な技術支援を行っていく。

- 4 県下の地場産業や伝統産業については、「地域産業集積活性化法」や「地場産業活性化事業」、「中小企業新事業活動促進法」、「第二創業・新分野進出支援事業」などによる補助金や低利融資、大手小売業者とのマッチングを図る場を創出する「地場産品ビジネスチャレンジ事業」、さらには、工業技術センターの技術指導や中小企業支援センターの経営相談などにより、新製品・新技術開発や新分野進出、人材養成などの取組への総合的な支援を行っている。

このほか、地場産業総合振興事業による東京等での「但馬地場産業展」への支援に加え、「クリエイター育成支援事業（ドラフト!）」により地場産業とクリエイターとのマッチングを強化することにより、デザイン性豊かな新製品開発に努めている。

これらの様々な取り組みにより「豊岡かばんのブランド展開プロジェクト」との相乗効果を狙っていきたい。

#### <要望事項>

##### 5－(3) 地場産業振興機関及びその活動への支援

- ① (財) 神戸ファッション協会や(財) 北播磨地場産業開発機構をはじめとする地場産業振興機関への支援の継続・強化を図られるとともに、神戸ファッションフェスティバル、にしわか産業フェスタ、西宮酒ぐらルネサンス等各地の産業振興事業に対する支援を拡充されたい。また、県内地場産業拠点に対する積極的な支援を講じられたい。
- ② 地場産業を活性化させるため、兵庫県が指導的な見地から関西圏など他府県と連携したイベントの誘致開催を図られるとともに、地場産品のイメージアップとPRに取り組まれたい。

#### <回答>

- 1 17年度は(財) 神戸ファッション協会が行う地場産品の展示・普及事業や、ファッションショー等のイメージアップ事業、人材育成事業等に対して支援を行ってきた。また、北播磨地域特定中小企業集積活性化計画や地場産業総合振興事業により、(財) 北播磨地場産業開発機構が行う新製品開発事業、販路開拓事業に対して支援を行ってきた。

18年度においては、引き続き地場産業振興機関が行う販路開拓事業等を支援するとともに、新たに地場産業活性化事業により、産地組合等が行う企画提案型産地への転換に向けた産地の共通課題解決を図るための新規性のある取り組みを支援し、業界の活性化を積極的に進めていく。

さらには、国内最大規模のファッションショーである「神戸コレクション」を核として、周辺イベントや市内小売、飲食店、観光関連業界等を巻き込んだ「神戸コレクションウィーク」を開催するなど、ファッション業界および関連地場産業の活性化を図っていく。

2 県内地場産業については、これまで地場産業等活性化支援事業や復興基金の活用等により、イメージアップ事業、販路開拓事業、新製品開発事業、人材育成事業等を支援してきた。

平成18年度においては、「神戸コレクション」を核として、周辺イベントや市内小売、飲食店、観光関連業界等を巻き込んだ「神戸コレクションウィーク」を開催するなど、広域的な集客を目指すイベントを開催する。また、第25回全国菓子大博覧会について、平成20年度の開催に向け姫路市、業界等と連携を図りながら準備を進めていくほか、引き続き産地組合等が行うイメージアップ・PR等各種事業を支援していく。

## 6. 新産業の創造・誘致

<要望事項>

### 6- (1) 創業・第二創業・経営革新支援の拡充

- ① 起業家・ベンチャー企業の支援策として、商工会議所が実施するセミナー及び金融・人材斡旋・コンサルティング等への支援策を強化されるとともに、創業や第二創業、経営革新の身近な支援拠点である県下10ヵ所の地域中小企業支援センターへの予算確保と機能拡充を図られたい。また、ベンチャー企業の成長に不可欠な資金面をサポートする兵庫ベンチャーマーケットなど投資家とのマッチングの機会提供等に引き続き支援されるとともに、マーケティングや販路拡大についても支援を願いたい。
- ② アーリーステージにある中小企業の財務面を支援するため、新規事業開発補助制度等の拡充強化を図られたい。また、商工会議所が推進する地域限定版ファンド「ひょうごエンジェルファンド『魁』」が有効に機能するよう一層の支援を願いたい。
- ③ 「開業資金」貸付制度において、自己資金率の引き下げや、異業種での開業者が同資金を利用できるよう前職の業種要件の緩和、勤務年数の短縮など申込条件の緩和を図られたい。
- ④ ベンチャー企業への事務所賃料補助制度を充実されたい。

<回答>

- 1 (財)ひょうご産業活性化センター等の関係機関と連携しながら起業家の育成から投資までを支援する起業家育成システムを実施しているが、各地域の商工会議所等で実施されている起業家向けセミナー等とも連携しながら、内容の充実に努めていく。
- 2 地域中小企業支援センターについては、地域における創業や経営革新の支援拠点として、県中小企業支援センターとの連携を図るとともに、地域資源を活用したビジネスを創出するための創業・経営革新スクールを開催するなど、適宜的確な事業を展開することにより、相談者のニーズに即した一層の機能強化を推進していく。
- 3 地域が一体となって21世紀をリードするベンチャー企業を輩出するため、ベンチャー企業と投資家等との幅広いマッチングを行う「ひょうごベンチャーマーケット」の開催など、引き続き有望なベンチャー企業の発掘を図り、その成長・発展を体系的かつ総合的に支援していく。
- 4 中小企業の成長発展の大きな隘路の一つとなっている的確な市場戦略の構築を積極的に支援するため、斬新なアイデアや優れた技術力等の下に開発される新商品や新サービス等を有する成長可能性が高い中小企業に対し、当該新商品の市場競争力等を確実に確保するため、支援ネットの目利き能力を最大限に活かし、その市場、経営戦略の構築支援を行うとともに、企業OBや専門家等の経験・ノウハウを活用して商品・サービスの販路開拓支援を行うマーケティングナビゲートシステム事業や、元気企業の経営者等による経営指南を行う。
- 5 成長産業クラスターをはじめとした21世紀の県経済を支えるリーディング産業の創出を目指し、研究開発から事業化までの各段階に応じた補助、投融資、技術・経営支援などを総合的に展開する「ひょうご21世紀産業創造戦略」を引き続き推進することとしている。

同戦略では、成長産業クラスターをはじめとした新産業・新事業の創出を促進するための産学官連携による立ち上がり期の予備的、準備的な研究プロジェクトを支援する「兵庫県 COE プログラム推進事業」、独創的な技術シーズ等を活用した産学連携や事業連携による研究開発を支援や新たな事業分野の開拓を目指す研究開発を支援する「新産業創出支援事業（新製品・新技術創出）」等を実施するほか、県立工業技術センターの技術支援や、(財) 中小企業活性化センターの経営支援などソフト面の支援も併せて行うことにより、総合的に支援することとしている。

また、新産業創造キャピタルについては、ひょうごキャピタル第1号ファンドに引き続き、クラスタープロジェクト分野をキーテクノロジーとして持つ県内ベンチャー企業等を中心に投資を行う第2号ファンドを民間ベンチャーキャピタル等と協力し、創設することとしている。このファンドにおいても、引き続きひょうごエンジェルファンド「魁」が投資する企業に対し、協調投資することとしている。

- 6 開業資金については、必要とする自己資金について、平成15年10月に「独立開業貸付(経験・資格ありの方)」について30%→20%、平成16年10月に「新規開業貸付(経験・資格なし)」について50%→30%にするなど、順次要件を緩和している。

第二創業貸付についても、新分野進出後既存事業の売上高が50%以上あることを申し込み条件にしていたのを、平成17年4月から事業歴3年以上の企業については進出後事業が50%以上でも申し込み可としたところである。

今後とも、より利用しやすい制度となるよう、工夫をしていく。

- 7 「ひょうごIT新戦略」(重点取組期間16~18年度)のもと、創業5年未満の知的コンテンツ関連企業等に対して、低廉かつ情報通信基盤が整備されたオフィススペースの提供・賃料補助等を行うなどの支援を積極的に進めていく。

#### <要望事項>

##### 6-(2) 構造改革特区構想の推進

- ① 構造改革特区として認定を受けている県下各地域に対し、当初目標が達成できるよう引き続き強力で支援願いたい。また、規制改革の一層の推進とともに、税財政支援などのインセンティブ付与の導入を図るよう国に強く働きかけられたい。
- ② 構造改革特区を活用した新産業創出支援のための施策(研究支援センターの設置、公的研究機関・大学研究所・企業の誘致等)に取り組んで頂きたい。また、税の優遇だけでなく、助成金や用地無償貸与などによる特区への企業誘致に積極的に取り組んで頂きたい。

#### <回答>

- 1 構造改革特区については、地方公共団体や民間事業者等の自発的な提案によって、地域を限定した規制改革を行い、経済の活性化等を図ることを目指すものとして、平成15年4月以降、全国で709件、県内では28件(うち全国展開9件)の特区計画が認定を受けている。(平成18年2月現在)
- 2 この特区計画を着実に推進するため、県では庁内全部局で構成する「全県会議」を設置し、県としての推進方策や支援策等の検討、地域課題の連絡調整等を行うとともに、計画認定区域ごとに地元市町や企業等の関係機関による「地域会議」を設置し、計画の実現に向けた必要な支援を行っている。
- 3 また、特区においては、規制改革の推進とあわせ、その効果が十分に発揮されるよう、税制措置や補助・融資等のインセンティブ施策を積極的に導入し、特区制度をさらに充実させることが必要であることから、来年度の国の予算編成に対する県からの要望活動等において、①特区における税財政支援等の実施、②措置項目の一層の拡大とその速やかな具体化、③構想提案、計画申請に係る手続きの簡略化等を求めてきた。

- 4 今後も、特区の提案募集等は定期的実施されることから、制度説明や個別相談等を行う「ミーティング」を随時開催し、更なる構想（特例措置）の掘り起こしに努めるなど、県内の市町や民間等と連携した取組を進めるとともに、税財政支援等を含めた特区における支援措置の拡充においても、引き続き、国に対して強く働きかけていく。
- 5 構造改革特区制度に呼応し、播磨科学公園都市を中心に本県の産業構造改革を先導する高付加価値型の創造拠点づくりを進めるため、「先端光科学技術特区」の認定を受け（平成15年4月）、その拡充に努めている。
- 6 構造改革特区のうち、産業の集積を図るべき地区については、県の産業集積条例に基づく「構造改革特別地区」に指定し、進出企業に対して不動産取得税の軽減を行うだけでなく、新規地元雇用や先端技術型事業に係る設備投資補助、低利融資の優遇措置を講じ、積極的な企業誘致に取り組んでいる。

<要望事項>

6－（3）国際経済拠点の形成・内外企業の誘致促進

- ① 内外企業の県内立地を促進するため、産業集積条例に基づく新産業創造拠点地区、国際経済拠点地区、産業集積促進地区、産業活力再生地区及び構造改革特別地区への進出企業に対する不動産取得税の軽減など税制面等の優遇措置をさらに充実されるとともに、国際経済交流テクニカルビジット受入事業等、国際経済拠点の形成に向けた取り組みを引き続き推進されたい。
- ② 「ひょうご・神戸投資サポートセンター」が、平成17年4月に神戸商工会議所会館に設置され、活動を開始し、神戸商工会議所も企業誘致推進ネットワーク本部を設け対応するなど協力を行っているが、兵庫県としてもこれらの団体と連携、協力を一層密にするとともに、企業誘致に関するインセンティブの一層の拡充と都市間競争に負けない誘致活動を引き続き展開されたい。
- ③ 内外企業の誘致に伴い、設備投資が助成対象となった企業については、地域関連業者への発注等、誘致企業に指導を図られたい。また、税の減免など既存企業の撤退を防止するための措置を講じられたい

<回答>

- 1 県においては、産業集積条例に基づき拠点地区に進出する企業等に対して、不動産取得税の2分の1の軽減を講じているほか、新規地元雇用や先端技術型事業に係る設備投資補助、低利融資などの支援措置を講じ企業誘致を行っている。  
また、拠点地区の指定においては、地元市町においても固定資産税の軽減等、県と同程度の支援を行うことを要件としているところであり、今後とも県・市町一体となって積極的な企業誘致に努めていく。
- 2 内外の企業による活発な投資を促進し、優れた技術やサービス、経営ノウハウ等を有する外国・外資系企業を核とした国際的なビジネス交流の拠点となる「国際経済拠点」を形成するため、
  - 1) ビジネス交流支援として、①姉妹州省等からの海外ミッション等を受け入れる国際経済交流テクニカルビジット受入事業、②ビジネスマッチング情報の提供、③経済ミッションの海外派遣
  - 2) 立地優遇策として、①市町と協調した税の軽減、②設備投資・雇用・オフィス賃料に対する補助、③低利の融資を導入
  - 3) ワンストップサービスの提供施設として、「ひょうご・神戸投資サポートセンター」の設置運営
  - 4) 国内外トップセールスの開催
など、本年度も引き続き、国際的なビジネス環境の整備を図ることにより国際経済拠点の形成に向けた取り組みを進めていく。



3 ひょうご・神戸投資サポートセンターは、県における企業誘致の総合窓口としての位置付けのもと、平成 17 年 4 月に設置し、地元市町や関係団体と連携を密にしながら企業誘致活動を行っている。

また、県においては、18 年度から県内への立地が見込める近畿圏内の中堅企業を対象に、投資情報の収集や支援策の PR 事業をサポートセンターへの補助により行うこととしている。

今後とも地元市町や関係団体と密に連携を図りながら積極的な企業誘致に努めていく。

4 大型の企業立地は、雇用などの直接効果に加え、関連企業への生産誘発効果や従業員による消費の拡大など地域への波及効果が見込めることから、県においても先端技術型事業に係る設備投資補助を設け、積極的な企業誘致を行っている。

また、既存企業の撤退を防止するため、平成 16 年度から産業集積条例に産業活力再生地区を設け、新たな事業展開を図ろうとする既存企業に対しても税の軽減や補助金などの支援措置を行っている。

さらに、18 年度からは各県民局が管内企業の設備投資の動向などの情報収集を行い、既存企業の県内再投資の促進を図ることとしている。

<要望事項>

6- (4) 神戸医療産業都市構想の推進

神戸医療産業都市構想については、主要な研究施設等がほぼ整備され、医療関連企業や研究者も着実に集積しつつあるので、今後は研究成果の産業化を促すとともに、欧米の先進クラスターに比べて遅れている専門病院や大学等の誘致を図り、高度な水準をもった「アジアのメディカル・センター」の実現に向けて神戸市とともに強力で推進されたい。

<回答>

神戸医療産業都市構想の推進に向けては、県としても、先端医療センター整備への補助、先端医療振興財団への出捐や同財団役員への県幹部就任など財政面・人材面での幅広い協力・支援を講じているところである。

特に平成 18 年度については、急増する内視鏡手術に対応した研修等を実施するため、先端医療振興財団が神戸医療機器開発センター内に設置する内視鏡訓練施設の設備整備について財政支援を行うこととした。

また、神戸市が主催する神戸健康科学振興会議等に参画して、発展性ある将来ビジョンの検討や地域ネットワークづくりなど、クラスター形成のための取り組みについても協力しており、今後もこれらの支援・連携を継続する。

<要望事項>

6- (5) 国際都市・神戸の再構築に向けた「平成の居留地」づくりの検討

① 現在、神戸では、海外からの留学生や神戸医療産業都市構想に参画する海外からの研究者とその家族などの居住が増加しつつあり、この流れをより確かなものとし、国際都市・神戸の再構築を図るには、外国人が住みやすい環境を整備する必要がある。このため、WHO 神戸センターや JICA (国際協力機構) 兵庫等の国際機関が集積している東部新都心 (HAT 神戸) において、既存住宅の再利用など外国人向け住環境の整備を通じて、魅力あるコミュニティの形成を図る「平成の居留地」づくりを検討されたい。

② 外資系企業の誘致促進を図るため、市内の国際学校や神戸外国倶楽部等のコミュニティ組織に対し、可能な限り支援されたい。また、地元大学が受け入れている海外からの留学生・院生をインターンシップとして受け入れる中小企業に対する助成制度の創設を検討されたい。

<回答>

1 兵庫県では、外国人県民が安全で安心して暮らせる地域づくりを目指して、多言語による外国人相談や各種情報提供をはじめ、道路等案内表示の多言語化や医療機関などの多言語対応の推進、国際学校や留学生への支援などに取り組んできたところである。

「平成の居留地」づくりについては、去る2月27日、神戸商工会議所を中心に、県内大学、研究機関、外資系企業、行政などで構成される研究会が発足し、「平成の居留地構想」の具体的な内容について検討されているところであり、今年9月には構想案を取りまとめられることとなっている。

これを受けて、構想に係るニーズをしっかりと見極めるとともに、産学官の役割分担のもと協力していきたい。

2 外国・外資系企業誘致については、P&Gと共同策定した外資系企業誘致戦略に沿って推進している。P&Gのマーケティング手法を基に、誘致ターゲットの絞り込みやPR手法の工夫を行い、効果的な誘致活動を展開しようとするものであるが、ひょうご・神戸にゆかりのある人々は、投入する誘致活動に対して最も成果が期待できる対象と位置づけている。また、外国人学校及びその同窓会、留学生団体といったコミュニティについては、その中核的対象と位置づけている。

このことから、上記コミュニティを含めてひょうご・神戸にゆかりのある方々のネットワークとして「ひょうご・神戸 アラムナイネットワーク」（ひょうご・神戸同窓会ネットワーク）を立ち上げ、外国・外資系企業の進出や設立にかかる情報の提供を行うほか、相互交流の機会を創出している。

今後とも「ひょうご・神戸 アラムナイネットワーク」の強化・拡大に努め、このネットワークを通じて県内外国人コミュニティへの支援を継続するとともに、外国・外資系企業誘致のさらなる促進を図っていきたい。

## 7. 産業基盤・情報通信基盤の整備

<要望事項>

### 7-（1）西播磨テクノポリス計画の推進

播磨科学公園都市の第2・3工区の早期着工を図られるとともに、土地分譲条件の緩和等により研究開発型企業や高度技術型工場等の企業誘致を一層推進されたい。また、播磨科学公園都市と周辺市街地との交通アクセスの整備並びに先端産業や企業の誘致促進を図られたい。

<回答>

1 第2・3工区については、現在、進度調整中であり、第1工区の熟成度や社会経済情勢等を勘案して、取組みを検討する。

今後、企業誘致については、次の取組みを重点的に推進する。

- ① 分譲割引制度（最大30%割引）及び特別支援制度（最大20%支援）のほか、長期分割支払制度、事業用定期借地権制度、産業集積条例の適用等による優遇措置などの立地インセンティブの積極的な活用
- ② 光都・企業交流センターの機能の充実・強化や立地企業研究開発支援制度の創設などものづくり企業等に対する都市の魅力向上の推進
- ③ アーバンデザインガイドラインの見直しや法面の緑地利用の促進など緑地配置等の見直し

2 播磨科学公園都市と周辺地域を連絡する道路は、これまで(主)上郡三日月線(国道179号～テクノ～上郡阿間)、(主)相生山崎線(国道2号～テクノ～国道179号間)、(主)姫路上郡線(真広～竜野西イター線間)等の整備を進め、いずれも完了している。

さらに、周辺市街地との連携強化も図るため、揖龍南北幹線道路、はりまふれあいロード、(一)竜泉那波線、(主)若桜南光線、(主)姫路上郡線等について整備を進めており、今後とも事業の推進に努めたい。

3 播磨科学公園都市など県内への企業誘致を図るため、ひょうご・神戸投資サポートセンターにおいて、設備投資に係るアンケート調査の実施による情報収集を行っており、これらの情報に基づき、個別企業への訪問や現地案内などの誘致活動を行っている。

<要望事項>

7- (2) 高度情報通信基盤の整備促進

情報・流通・先端技術産業等の集積を図る「ひょうご情報公園都市」の核施設の早期整備と交通アクセスの利便性の向上、一層の企業誘致をすすめるとともに、兵庫情報ハイウェイの民間開放による高速インターネットサービスの普及等を一層促進させるための啓蒙・情報提供に注力され、地域間格差の是正、県内全域におけるブロードバンドインフラ構築の早期実現を図られたい。また、今や情報伝達の手段として欠かせない携帯電話の通話可能エリアの拡大を推進されたい。さらに、テレビ放送の地上デジタル化への環境整備、特に難視聴地域におけるテレビ共同受信施設組合等の装置更新に対する費用の助成策を講じて頂きたい。

<回答>

1 第1工区に分譲地の企業立地状況を勘案しながら道路、上水道（配水池の整備）等の基盤整備を進めている。

今後、企業誘致については、次の取り組みを重点的に推進する。

- ① 分譲割引制度（最大 30%割引）及び特別支援制度（最大 20%支援）のほか、長期分割支払制度、事業用定期借地権制度、産業集積条例の適用等による優遇措置などの立地インセンティブの積極的な活用
- ② 高速交通網による大都市、港湾、空港へのアクセスの優位性を活かし、県内を中心とした元気なものづくり関連企業、関西に拠点がない製造・組立てから搬送を一貫して行う流通関連企業、神戸港を活用可能な流通関連企業をターゲットに誘致活動を展開
- ③ 流通関連企業等からのオーダーメイドに対応できる大規模区画創出  
中核的機能については、産業労働部等との連携のもと、産業技術支援機能や研究開発機能など企業ニーズを踏まえた幅広い観点から整備のあり方を検討する。

2 兵庫情報ハイウェイの民間開放により、高速インターネット接続サービスを提供する多くのプロバイダが利用しているところであるが、ホームページでの紹介等により兵庫情報ハイウェイの有効活用等について普及啓発を図る。

市町と共同して民間通信事業者のDSL等の機器整備を支援する「ブロードバンド 100%整備プログラム」の活用等により、平成17年度中に県内どの地域（電話局単位）でも高速インターネットサービス接続サービスが利用できる環境整備の目途が立った。

しかし、同じ地域内でも電話局から遠距離等の事情によりADSLサービスが享受できない地区があり、このような地区では無線によるブロードバンドの実用化に向けた調査・研究に取り組む。

携帯電話の不感地区の解消については、これまでの国庫補助事業に加えて、平成16年度に「ケータイエリア拡大プログラム」を創設し、携帯電話基地局の整備を支援している。

ケータイエリア拡大プログラムの活用や事業者への働きかけを行ったことにより、これまでに事業者の自主整備を含め37地区で新たに携帯電話基地局を整備した。

引き続き、県は、ケータイエリア拡大プログラムを活用し、積極的に不感地区の解消に取り組む市町について、事業者に参加を強く働きかけるとともに、基地局整備に重点的な支援を行う。

<要望事項>

7- (3) 尼崎臨海地域の都市再生推進

尼崎臨海西部拠点開発事業の整備促進と、尼崎 21 世紀の森構想や阪神なぎさ回廊整備などによる臨海部全域の都市再生の推進を図るとともに、同地域の既存工場の設備更新を促し、工場緑化の整備促進を図るべく、工場立地法における「飛び緑地」の要件等の更なる緩和等、地域緑化の促進を図るための特区制度の活用を推進して頂きたい。

<回答>

水と緑豊かな自然環境を創出し、環境共生型のまちづくりを目指す「尼崎 21 世紀の森」を推進するため、市民、企業等からなる「尼崎 21 世紀の森づくり協議会」を運営し、すべての主体の参画と協働により、森づくり・まちづくりに向けた戦略的な取組を活発に検討・実践している。また、リーディングプロジェクトである「尼崎の森中央緑地」については、のじぎく兵庫国体において、競泳・シンクロ競技会場となるスポーツ健康増進施設と施設周辺の緑地（概ね湾岸線以北）について、平成 18 年 5 月の開園に向けて、整備を進めている。

<要望事項>

7- (4) JR 姫路駅周辺の整備推進

JR 山陽本線等姫路駅付近連続立体交差事業及び駅周辺整備事業は、姫路市の都市再生のための先導的・中核的な大プロジェクトである。ついては、姫新線及び播但線の高架切替を整備スケジュールどおり実現されるとともに、望ましい駅周辺整備計画の実現に向け、より主導的な役割を果たして頂きたい。特に、駅舎、駅前広場等を含むエントランスゾーンは市民の関心が高く、姫路のまちづくりを考える上で非常に重要な地域であるので、あるべき姿を実現するための実施計画策定とその実現に向け、より一層積極的に取り組まれない。

<回答>

1 JR 姫路駅付近連続立体交差事業において、姫新線及び播但線は平成 20 年度下期に高架切替を行う予定である。そのため、平成 18 年 3 月の JR 山陽本線の高架切替後、早期の切替に向けて速やかに撤去工事を行い、姫新線・播但線の整備促進を図る。

2 姫路駅周辺については連続立体交差事業、土地区画整理事業及び関連道路事業が一体的に実施されており、姫路市が施行する姫路駅周辺土地区画整理事業については、平成元年度に事業計画を決定し、連続立体交差事業用地の確保、南北交通軸の形成及び駅前広場等の公共施設の整備改善を目的として事業が進められ、平成 17 年度末時点で仮換地指定率は 98%、進捗率は総事業費ベースで 30%となっている。

県としては、連続立体交差事業の事業効果早期発現のため、南北方向の都市計画道路の物件補償や整備を積極的に進めるとともに、駅前整備に係る大規模移転物件補償費等、適切な予算確保に努め積極的な事業推進が図られるよう取り組んでいくこととしている。

また、エントランスゾーンについては、本年 1 月に姫路市長が年頭会見において「人工の掘を通した地下公園を設ける構想」を打ちだすなどしているが、駅前広場及び駅ビルの整備計画を早急に策定する必要がある。県としては播磨の中核都市の顔としてふさわしい整備計画とその実現に対し、より積極的に指導してまいりたい。

<要望事項>

7- (5) 中心市街地等地域拠点整備の推進

下記の地域拠点整備計画を関係機関と連携して推進されたい。

①神戸・阪神地域

- ・ JR 伊丹駅、阪急伊丹駅周辺の駐車場の整備促進
- ・ 兵庫県立芸術文化センターを核とした芸術文化の振興

## ②東・北播磨地域

- ・JR魚住駅等の周辺の安全に配慮した道路整備
- ・明石港再整備事業の早期実現と二見人工島の港湾機能強化及びアクセス道路の整備
- ・山陽電鉄各駅及び駅周辺の環境整備と山陽電鉄連続立体交差第2期事業の早期推進
- ・JR加古川駅北及び南西地区再開発、東加古川駅周辺地区の再開発・整備の推進
- ・北播磨ハイランド構想の早期実現と北はりま田園空間博物館交流推進事業の実施
- ・小野長寿の郷（仮称）構想の早期実現

### <回答>

#### [神戸・阪神地域]

兵庫県立芸術文化センターは、阪神・淡路大震災からの心の復興・文化の復興のシンボルとして、自ら創造し、県民とともに創造する「パブリックシアター」をめざして、平成17年10月に開館した。

平成18年度は、開館記念事業に引き続き、芸術監督・芸術顧問プロデュースによる自主制作事業をはじめ、気軽に楽しめるワンコインコンサートや、県民参加型公演の上演など、芸術性豊かな質の高い公演から、良質で親しみやすい公演まで、多彩で幅広い事業を展開する通常公演事業に加え、国際的に著名な芸術団体による招聘公演等話題性、発信性の高いアピール特別事業を実施する。

また、センター専属楽団である「兵庫芸術文化センター管弦楽団」では、県内全ての中学1年生をセンターに招待し、本格的なオーケストラ演奏を鑑賞する機会を提供する「青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～」や、県内の学校・福祉施設などへ出向くアウトリーチ活動などを実施する。

これらの取り組みを通じて、舞台芸術創造活動の拠点である芸術文化センターを核として、県民の芸術文化の振興を図っていく。

#### [東・北播磨地域]

- 1 明石港の整備については、現在、現砂利揚場の環境対策の充実を図っていくこととしている。また、東播磨港二見地区では、港湾機能を強化するため、公共ふ頭等へのアクセス道路の整備を進めており、平成18年度完成の予定である。
- 2 山陽電鉄播磨町駅周辺は、播磨町の市街地中心核、玄関口として位置づけられており、駅南側には町庁舎、中央公民館、図書館などの中心的な機能が集積している。それに対して駅北側は、老朽化した店舗併用住宅や木造共同住宅、戸建住宅等が密集混在しており、環境面、防災面での改善やシビックゾーンとして都市サービスの機能強化を目的に、住宅市街地総合整備事業（密集市街地整備型）により、効率的なまちづくりを進めている。  
平成10年度に整備計画を策定し、老朽住宅の買収除却、地区生活道路の整備、にぎわい広場の整備等を行っている。今後も引き続き事業を実施し老朽住宅の買収除却、地区生活道路の整備を行う。
- 3 山陽電鉄連続立体交差第2期事業は、平成13年度末に事業認可を取得し、平成14年度より地元説明及び用地買収に着手しており、明石市や地元の協力を得ながら、2期事業を推進する。
- 4 本地区はJR加古川駅の北側に位置し、住宅供給・商業機能の集積を担う地区として位置づけられているが、公共施設等の基盤整備が未整備な状態で市街化が進行していた。また、JR山陽本線に接して北側に旧国鉄用地が広がり、地区発展の阻害要素となっていた。  
そのため、本地区に隣接するJR山陽本線及び加古川線の連続立体交差事業に併せて加古川駅北土地区画整理事業を行い、播磨地方拠点都市地域の拠点地区として、また、加古川市の中心市街地として相応しい地区を創出するため、都市基盤施設の整備を行っている。  
平成17年度末時点の仮換地指定率は50%、進捗率は総事業費ベースで71%となる見込みである。また現在、建物移転や駅北広場の整備及び道路築造を行っており、近日中に加古川別府港線が4車線供用し、加古川駅北線の一部が暫定供用する予定である。

県としては、平成 18 年度においても本土地区画整理事業の進捗に対して、適切な指導及び予算確保に努めていきたい。

- 5 北播磨県民局では、「交流と共生」の理念のもと、北播磨地域が持つ様々な資源や都市と農山村との交流の接点となる地域特性を生かし、1500 万人の交流創出を目指すなか、新たに「花」と「緑」にあふれる北播磨地域づくりに向け、「里山フェスティバル」や「花と緑のフェスティバル」を開催し、都市との交流による新たな地域文化の創造と賑わいの創出に取り組むこととしている。

こうしたなか、来訪者に北播磨が魅力あふれる元気な地域であることを実感してもらえるよう、平成 17 年度に引き続き「北はりま田園空間博物館交流推進事業」を実施し、「北はりま田園空間博物館出張教室」や「田園空間博物館案内人（インタープリター）養成講座」の開催等を NPO 法人北はりま田園空間博物館に委託するとともに、北はりまハイランド・ふるさと街道の整備を推進するなど、「北はりまハイランド構想」の実現に向けた取組みを支援していく予定である。

また、本年度、都市部のファミリー層や団塊の世代を念頭においた「田舎暮らし応援セミナー」の開催等を内容とする「都市と農山村の交流促進事業」を実施する予定であるが、こうした事業を通じて、田園空間博物館のエリアにおいても一層の交流創出がなされるものと期待している。

- 6 居住ゾーンである山田地区については、平成 15 年度に実施した事業参画意向に関するアンケート等の結果、事業期間が長く見通しが立たないなどの指摘があり、開発モデルをそのまま事業化することが困難な状況である。

一方、居住対象者の住み替え意向アンケートでは、安心して暮らせる施設や生活利便施設が必要との意見もあることから、小野長寿の郷構想全体の魅力を高める市場地区健康・交流施設の検討を踏まえながら、高齢者の新しい住まい方について、引き続き検討していきたい。

交流ゾーンである市場地区については、構想全体の魅力を高め、山田地区への住み替えのインセンティブとなるような健康・交流施設のあり方について検討を行い、これまでのところ有識者等からは、市場地区の自然を活かした森林療法や伝統医学療法などの代替療法による健康づくりを中心とした展開が提案されている。

平成 18 年度は、代替療法を組み合わせた健康プログラムの展開方策等について、関係部局と連携を図りながらさらに検討を進めることし、構想全体の魅力を高めていくこととした。

## 8. 魅力ある兵庫づくり

<要望事項>

### 8- (1) 集客観光PR事業の展開

平成 18 年度国体の開催を視野に入れ、観光・集客プロモーション、全国へ向けた情報発信等を推進し、特に神戸空港の開港を機に、就航都市等を中心に観光キャラバン隊の派遣・物産展の開催等に取り組まれない。

また、産業ツーリズム登録施設が内外観光客の受け入れのための体制整備を行う際の助成措置「産業ツーリズム・観光客受入体制整備支援事業」を引き続き講じるとともに、さらなるPR活動を展開されたい。

<回答>

本年 2 月に神戸空港開港を見据え、平成 17 年度において、就航先の旅行エージェント、マスコミを対象にした観光セミナーやキャラバンを実施し、誘客を働きかけてきたところである。

平成 18 年度においても、引き続き、公民連携の中核的ツーリズム推進機関である（社）ひょうごツーリズム協会との連携のもと、様々な機会を捉え、プロモーション活動を展開するとともに、空港、三ノ宮駅周辺でのパンフ設置、大型ビジョンなど、効果的なツーリズム情報の発信を推進していく。また、（社）兵庫県物産協会との協働により、各地での物産展開催を推進していく。

さらに、産業ツーリズムを促進するため、平成 16 年度より「観光客受入体制整備支援事業」「ひょうご産業ツーリズムバス事業」を実施してきたほか、平成 16 年度には PR パンフレットの作成を行った。平成 18 年度には「ひょうご産業ツーリズムバス事業」を引き続き実施していくとともに、多言語によるホームページの情報提供、旅行エージェント等への PR 活動を推進していく。

#### <要望事項>

##### 8-（2）淡路島国際公園都市等の整備促進と神戸ルミナリエ等の開催支援

国営明石海峡公園をはじめとする淡路島国際公園都市の地域整備、大蔵海岸等関連施設の拡充を引き続き推進するとともに、明石海峡大橋を活かした継続的集客策の展開、観光 PR 等に積極的に取り組まれない。

また、毎年数多くの来場者を迎える「神戸ルミナリエ」は、震災 10 年を経て神戸の一大事業として定着してきたので、震災犠牲者の鎮魂などの理念を継承し、継続開催に努められたい。

また、継続開催のためには、県民や来場者による募金を一層強化されるなど、安定した収入源の確保に尽力されるとともに、補助金などの公的資金の増額も考慮されたい。

さらに、コンベンション施設の整備と誘致の促進に注力されるとともに、姫路での第 25 回全国菓子大博覧会の成功に向けて積極的に支援頂きたい。

#### <回答>

- 1 淡路島国際公園都市の中核施設である、国営明石海峡公園（淡路地区）は、近畿圏における広域レクリエーション需要の増大に応えるため、「自然と人との共生、人と人との交流」を基本理念に、平成 5 年度から国土交通省近畿地方整備局により整備が進められている。

本公園は全体計画面積約 96.1ha のうち、平成 14 年 3 月に 30.1ha について当初開園を行い、現在 37.2ha が開園している。県としても今後も引き続き、同公園の整備促進に向け、国と協力するとともに、要望を行っていく。

大蔵海岸の整備に関しては、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所及び明石市により進められ、そのハード整備は完了しており、地域振興面においても大きく寄与するものと認識している。

- 2 これまで、地域の賑わい創出と消費意欲の喚起等、地域経済の活性化を目的とした集客・交流イベントに対して、その基盤的経費の一部を助成する「地域集客活性化支援事業」により、支援するとともに、神戸空港就航先へのキャラバン隊への派遣や各種イベントへの出展など、観光 PR を積極的に展開してきた。

平成 18 年度においては、より効果的な事業の推進を図るため、県民局の独自の判断で、地域のイベントに対する助成が行えるよう「地域活性化集客支援事業」の制度の充実を図ったところである。

また、引き続き、様々な機会を捉え、効果的なツーリズム情報の発信を積極的に推進し、PR に努めていく。

- 3 平成 20 年度に姫路市で開催予定の第 25 回全国菓子大博覧会については、本県の和菓子、洋菓子の魅力を全国に情報発信するとともに、技術伝承・人材育成を推進することにより、菓子業界の振興を図り、あわせて、本県のツーリズム振興に資するものであり、今年度、準備委員会が行う基本計画策定に対して助成を行った。

平成 18 年度は、県、姫路市、業界等の参画により同博覧会実行委員会を設立し、実施計画の策定等、本格的な準備を進めることとなることから、実行委員会に対する負担金のほか人的支援も行うこととしている。

今後とも、兵庫県菓子工業組合、地元市等と連携しつつ、効果的な事業実施に向け、支援策を検討していきたい。

<要望事項>

8-(3) 各地域における魅力ある兵庫づくりの推進

- ① 「人にやさしい街づくり」を推進するため、ユニバーサルデザインに対応した段差のない道路や店舗等の施設整備を進めるための助成制度を拡充されたい。
- ② 尼崎市はスポーツのまちを標榜し、神戸ではアスリートタウン構想が推進され、スポーツ施設の充実を図っているが、兵庫県におかれても市とともに各地のスポーツ施設の整備について支援を願いたい。
- ③ 秀吉で名高い三木市の「湯ノ山街道」や、神戸市等に点在する源平合戦ゆかりの地、赤穂市の赤穂義士祭など、地域の魅力を高めるような歴史の掘り起こしや人物の顕彰活動等について支援を願いたい。
- ④ 「尼崎 21 世紀の森構想」を広報・周知し、産業と環境が共生するまちづくりを推進する観点からも、「尼崎の森中央緑地」内の「スポーツ健康増進施設」の竣工にあわせて開催が予定されている「森びらきイベント」の開催予算の大幅な拡充をお願いしたい。
- ⑤ 武庫川改修事業、国土交通省が推進する「マイタウン・マイリバー計画」の早期完成と、「ガーデンビレッジ（仮称）構想」のソフト先行事業として設立された「ひょうご景観園芸産業研究会」の活動等により推進されている各種事業のさらなる発展・促進を図られるとともに、阪神圏の新都市創造に向けて宝塚北部新都市構想の早期着手を図られたい。また、丸山湿原など自然環境において貴重な資源も存在することから、同地域の自然保護について最大限の配慮を願いたい。
- ⑥ 年間300万人が訪れる明石公園の全体的整備と明石港を中心としたウォーターフロントの整備による観光客の回遊性強化に積極的に取り組んで頂きたい。
- ⑦ 三木市の重要な観光スポットである「道の駅みき」の金物展示館、三木ホースランドパーク、小野市の白雲谷温泉ゆびかを積極的にPRするとともに、「ガーデニングシティONO」構想への更なる支援をお願いしたい。
- ⑧ 播磨科学公園都市の南の玄関口である相生湾臨海部にマリン・タウン・プロジェクトの一環として、県立の西播磨海洋センターを設置されたい。さらに、加古川流域のレジャー産業の促進など、加古川を活かした環境づくりを積極的に支援されたい。
- ⑨ 赤穂城、県立赤穂海浜公園、御崎温泉の活性化に向けて、PRの充実など観光都市づくりへのソフト面での支援に取り組まれるとともに、県立赤穂海浜公園内の遊休地や周辺地域の整備促進に取り組まれたい。併せて、名水100選千種川の清流のPRと水質・景観の維持に努められたい。
- ⑩ 但馬地域における「コウノトリ翔る地域まるごと博物館（仮称）構想・計画」の推進と、今年度開始されるコウノトリの放鳥事業が今後の観光振興とリンクできるよう仕組みづくりに配慮願いたい。また、円山川の詩情豊かな風景を観光資源として開発するとともに、治水対策として城崎～豊岡間の浚渫と景観保全のためご尽力頂きたい。併せて円山川城崎漕艇場のA級コース認定に向け、城崎大橋の移設、架け替えを図られたい。
- ⑪ 臨海地域の環境改善対策の一環として、臨港地区における海面浮遊物、通行車両からのゴミ、粉塵等の回収、清掃作業の頻度を高めると共に、地元企業による美化・環境保全組織体制が構築できるような支援策をお考え願いたい。



<回答>

- 1 商店街等がユニバーサルデザインに対応した店舗等の施設整備を図ることができる大型空き店舗隣接商店街魅力アップ事業を 18 年度創設し、大型店の撤退等により顧客離れが懸念される大型店の同居テナント団体又は近隣商店街等の共同施設等の整備を支援するとともに、阪神淡路大震災復興基金事業の共同施設建設費助成事業も前年並みの予算額を確保したところである。  
また国においても、小子高齢化、環境保全、安全・安心、防犯・防災等の課題に対応する小子高齢化等対応中小商業活性化施設整備事業が 18 年度創設されたところである。
- 2 これまで、地域の魅力を高めるような地域のツーリズム活動については、地域の賑わい創出と消費意欲の喚起等、地域経済の活性化を目的とした集客・交流イベントに対して、その基盤的経費の一部を助成する「地域集客活性化支援事業」等の各種支援制度により支援してきた。  
平成 18 年度は、従来施策を引き続き実施するほか、新たに「ひょうご」の観光地活性化支援事業により、ソフト・ハードを含めた先導的な取り組みを支援するとともに、映画やロケ誘致を担う県下のフィルムコミッションとの連携強化を図り、地域の魅力アップに努める。
- 3 市民、企業等で組織する「尼崎 21 世紀の森づくり協議会」が中心となって、平成 18 年の尼崎の森中央緑地の一部開園やのじぎく兵庫国体開催に合わせ、森づくりの取組成果や森づくりを目指す壮大な理念を「尼崎 21 世紀の森びらきイベント」を通じて発信していく。  
この催しを「100 年構想の森づくりの第一歩」として位置づけ、これまで森づくりに関心が低かった県民にも幅広く参加し楽しんでもらえるイベントや、各種団体や地元・企業との連携による取組を、年間を通じて行い、「尼崎 21 世紀の森」を「みんなの森」になるように努めていくこととしている。  
また、「森びらきイベント」の先頭を切って行う 5 月 20 日の「森びらきオープニングイベント」においては、完成した最新式メインプールでシンクロナイズドスイミングのデモンストラーションや兵庫芸術文化センター管弦楽団の演奏等を行うとともに、「森びらき見本市」を行い、環境・みどり、まちづくり、産業の新たな芽の展示・PR に努めていくこととしている。
- 4 武庫川改修事業については、平成 18 年度には見返り岩下流の護岸を整備し、早期完成を目指し事業を推進していく。
- 5 景観園芸産業は、比較的新しい分野の産業であるため、産業振興を図るには、今まであまり交流機会のなかった異業種間による幅広い交流を行う必要がある。そのため、異業種間交流の場として「ひょうご景観園芸産業研究会」を平成 15 年 7 月に設立して、交流ネットワーク化を進めているところである。  
また、平成 16 年度からは、景観園芸産業に関連する企業グループ等が、研究開発した新製品・新技術等を実証展示するための経費に対し支援を行う「景観園芸産業新ビジネスモデル実証支援事業」を実施し、これまでビル屋上の市民農園づくりマニュアルの作成や素人にも使い易い景観整備用の鎌等が開発されている。  
こうした取組を踏まえ、平成 18 年度においても、異業種間交流のネットワーク化を推進しながら、今後さらに、支援事業の実証展示分野に重点をおいた事業展開を図ることにより、さらなるビジネスモデルの事業化促進に取り組んでまいりたい。
- 6 宝塚北部地域は、大都市近郊の中で豊かな自然環境に恵まれた数少ない地域であり、自然と共生する土地利用を基本に整備を進めていくべきであることから、引き続き、国における第二名神高速道路の検討状況などを見極めつつ検討を行っていく。
- 7 県下有数の湿原群である丸山湿原群とその周辺の里山一帯を、地域住民の参画により湿原の保全再生・環境学習の拠点モデルとなる都市近郊型のエコミュージアムとして保全活動を推進していく。

8 明石公園は、築城400年を迎えようとする歴史的遺産である明石城跡を中心に、都市域では稀な貴重な鳥類等を育む緑地を持つ全国有数の都市公園である。また、本丸南側の区域は、歴史的景観を保全するため、園内の施設を外周の樹林の高さ以下に抑えるなど、100年以上にわたってこの景観を守ってきたところである。

この歴史的景観と遺産、都市域での貴重な緑との調和を図りながら、整備を行っていくことにしており、これまでも利用者ニーズを踏まえ、第1野球場の防球ネットや日除けテントの設置など施設の充実を図ってきたところである。

さらに、来年度より、これまでの菊花展や、市民祭りに加え、明石薪能の復活や新たに民間団体の協力を得て武蔵の庭でのお茶席を予定しており、今後とも地域と連携し周辺地域の活性化にも寄与できる取組みを進めていきたい。

9 これまで、(社)ひょうごツーリズム協会が中心となり、市町や観光協会の要望を踏まえながら、県外からの誘客を目指したPR事業等を展開し、県下各地の魅力の総合的な発信に努めてきた。

平成18年度においては、様々な機会を捉え、プロモーション活動や、地域経済の活性化を目的した集客・交流イベントに対して支援する「地域活性化集客支援事業」を実施するほか、新たに「ひょうご」の観光地活性化支援事業により、ソフト・ハードを含めた先導的な取り組みを支援するとともに、映画やロケ誘致を担う県下のフィルムコミッションとの連携強化を図り、地域の魅力アップに努めていく。

10 県立赤穂海浜公園は面積71.7haの広域公園で、年間約50万人の人々に親しまれている。公園内の約2haの自由広場については、混雑時の臨時駐車場や維持管理上のストックヤードとして活用しており、遊休地であるとは考えていない。

また、この自由広場を含めた本公園のオープンスペースは、兵庫県地域防災計画において、災害時のヘリポートや物資集配場として位置付けられたものである。

11 本県では、千種川をはじめ河川改修に当たっては、各河川の環境、景観等の特性を活かし、親水性にも配慮した川づくりを推進している。特に千種川においては、各種パンフレットを作成してそのPRに努めるとともに、「ふるさとの川整備事業」、「自然体験ふれあい川づくり(コミュニケーション型県土づくりモデル事業)」に取り組むなど、千種川の特性を活かした川づくりを進めており、今後も水質の維持や景観に配慮した潤いのある水辺空間の創出に努めていく。

12 昨秋、放鳥を開始したコウノトリの野生復帰をさらに進めていくため、放鳥1周年記念事業を開催するほか、地域全体を自然と共生するモデルエリアとする「自然博物館構想」を推進し、野生復帰への取り組みの歴史や意義を学ぶ中核施設と、環境優先型の地域づくりやエコツーリズムの拠点としてのフィールドミュージアムの整備をめざす。

また、放鳥以降コウノトリ郷公園には多くの見学者が訪れており、18年度もさらに多くの来但者が見込まれることから、但馬地域の観光資源を網羅した「但馬ツーリズムガイドマップ」やホームページ「但馬情報特急」等による但馬地域のPRと情報発信を行うことにより観光客入り込み数の増加を図っていく。

13 円山川及びその沿川は、平成16年の台風23号により甚大な被害を受けたことから、再度災害防止に向けて、国土交通省が河川激甚災害対策特別緊急事業により河川改修(河床掘削、築堤等)を実施しており、その計画策定に当たっては、河川の環境や景観の保全に配慮した検討を行っている。

県としても、国の河川改修の推進に協力をしていきたい。

城崎大橋の架け替えについては、平成13年度より地元関係者の理解が得られるよう計画説明を実施し、平成16年に事業への理解が得られたことから、現地調査を行い平成17年度より橋梁本体に先行して左岸側取付道路部の整備に着手している。

今後も地元の協力を得ながら事業の促進に努めていきたい。

14 臨海地域におけるごみ回収等の環境美化（海面浮遊物を除く）については、港湾、海岸等管理者の清潔保持義務（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条）に基づき、各管理者が対策を講じることになっているが、県、県内全市町等で構成する「クリーンキャンペーン推進協議会」においても、毎年5月30日から7月31日まで、企業等へ呼びかけ地域住民や企業等各種団体の参画を得て、海岸でのクリーン作戦をはじめ、県内全域で環境美化統一キャンペーン（クリーンアップひょうごキャンペーン）を展開し、ごみ拾いの実践や意識啓発に努めており、引き続きこの取組を充実させていきたい。なお、同キャンペーンについては、貴会にも協賛いただいているところである。

また、アダプト・プログラム等地元企業による環境美化への参画手法についても、各管理者が判断することになっていることから、今後とも、5R生活推進県民大会等において環境美化推進にかかる取組事例を県民に紹介するなど普及啓発に努めてきたい。

## 9. 総合交通体系の整備

<要望事項>

### 9-（1）空港計画の推進

神戸空港は、兵庫の経済、県民生活に大きな影響力を持ち、兵庫経済の活性化を図る上でこれを最大限に利・活用することが重要である。兵庫県におかれても神戸市、県下経済界と協力して神戸空港を兵庫県の空の玄関口として利便性に優れた空港に育てるよう尽力願いたい。また、陸・海・空の総合交通体系の整備をより一層進めることで物流機能の強化を図られたい。

また、国内基幹空港として大阪国際空港を有効活用するため発着枠及び路線等の規制の緩和、広域レールアクセス構想の早期実現を推進するとともに、但馬空港における東京直行便の早期実現と空港施設・周辺の整備、播磨地域にとって望ましい空港のあり方についての研究・検討を進められたい。また、大阪国際空港、神戸空港、関西国際空港への県内各地からのアクセス整備を進められたい。

<回答>

#### 【神戸空港について】

神戸空港は、本県の空の玄関口として広く県民に利便をもたらす広域交流施設となることから、広域的観点より空港整備に対する財政的支援を行うとともに、近隣自治体との連絡調整に協力していくこととし、神戸市の取り組みを側面的に支援していく。

開港後も引き続き、空港の利用推進に協力していく。

#### 【大阪国際空港について】

大阪国際空港については、環境と調和した都市型空港として、平成17年度よりYS代替ジェット50枠の順次削減（平成19年4月1日に代替枠解消）や高騒音ジェット機の就航禁止といった運用見直し措置がとられているが、県としては今後とも地元市等の意向を尊重しつつ、利用者利便の確保に努めるとともに、引き続き国内基幹空港としての役割を果たしていくよう国に働きかけていく。

#### 【大阪国際空港へのアクセスについて】

大阪国際空港が京阪神都市圏の中心に位置する特長を生かすためにも、定時性・高速性・大量輸送性を備えた広域レールアクセス構想が必要であると考え、調査・検討を行ってきた。引き続きこの構想の実現に向け、地元伊丹市とともに取り組んでいくとともに、当面の暫定対策として平成16年11月に運行開始したJR伊丹駅～大阪国際空港間の直行バスの増強を図っていく。

#### 【但馬空港からの東京直行便について】

コウノトリ但馬空港からの東京直行便については、国等に強く要請中であり、平成16年9月に取りまとめられた羽田空港スロット懇談会において「羽田空港再拡張後においては、一定の範囲で小型航空機の乗り入れについて検討することが望まれる」と初めて記載されたところである。

また、平成 17 年度においても、全国地域航空システム推進協議会と連携し、国土交通省・航空局長等へ強く要請するなど、平成 21 年の羽田空港再拡張完成時の羽田直行便開設に向けて、取り組みを強化したところである。

今後とも、羽田直行便実現に向けた取り組みを進め、コウノトリ但馬空港の活性化に努めていく。

#### 【播磨空港計画について】

播磨空港計画については、県や地元自治体等が参画した播磨空港整備協議会が中心となつて、引き続き播磨地域における空港のあり方について調査・研究を行う。

#### 【神戸空港、関西国際空港への県内各地からのアクセス整備について】

神戸空港、関西国際空港へのアクセスについては、バス事業者や海上事業者等に強く働きかけを行ったところ、姫路から関西国際空港へのリムジンバス乗り入れが昨年 7 月に実現。神戸空港へも姫路、三田、西脇、三木、淡路等から県内 12 路線 1 日 60 便のリムジンバス乗り入れが実現するとともに、淡路交流の翼港と神戸空港を結ぶ海上定期航路が検討されているところである。今後ともアクセス充実に向け、各事業者への要請等に努めていく。

また、関西 3 空港相互の連携・補完に向け、3 空港間相互のアクセス強化、とりわけ、神戸空港～関西国際空港間の海上アクセスは重要と考えており、関空側での利便性向上など、海上アクセスの利用促進が図られるよう、引き続き取り組んでいく。

#### <要望事項>

##### 9-（2）港湾及びウォーターフロント整備事業の推進

① 神戸港は、大阪港とともに阪神港としてスーパー中枢港湾に指定を受ける一方で、神戸港の国際競争力の低下や抜港問題等が懸念されている現状に鑑みて、神戸港への輸出入貨物の増加に寄与する県下への内外企業の誘致を喫緊の課題として捉え、鋭意取り組まれない。

また、リサイクルポートとして指定を受けている姫路港の整備、東播磨港における骨材荷の工場移転、相生港、赤穂港など県内主要港の港湾機能の強化・拡充を図られたい。

② 「瀬戸内なぎさ回廊づくり」を進め、人と海が安全に触れ合える海岸空間づくりに努め、尼崎西宮芦屋港の西宮地区海岸部の御前浜から西宮港の間を親水空間として創生整備するとともに、震災の影響により大きく傾いたままとなっている西宮浜埋立地の北東護岸の早期復旧に努められたい。

#### <回答>

1 県においては、産業集積条例に基づき拠点地区に進出し新規成長事業を行う企業等に対して、不動産取得税の 2 分の 1 の軽減を講じているほか、新規地元雇用や先端技術型事業に係る設備投資補助、低利融資の支援措置を講じ企業誘致を行っている。

神戸港への輸出入貨物を扱う「輸送・物流分野」の事業についても、上記の支援措置の対象となる新規成長事業としているところであり、これらの企業についても引き続き積極的な企業誘致を行っていく。

2 姫路港では、港湾機能の強化・拡充を図るとともに、総合静脈物流拠点港として神戸港との連携を図っていく。さらに、東播磨港二見地区では、公共ふ頭等へのアクセスを多重化する第二連絡道路の耐震改良を図っている。これらの重要港湾とともにその他の県内主要港も含め、引き続き港湾機能の強化・拡充を図っていく。

3 港湾及び海岸の環境整備については、尼崎西宮芦屋港、東播磨港などの各地域において「瀬戸内なぎさ回廊づくり」を進め環境創造を図るとともに、ウォーターフロントにおけるレクリエーション機能の向上に取り組んでいく。なお、尼崎西宮芦屋港西宮地区埋立地の北護岸については、平成 16 年度に改良事業に着手しており、今後早期事業完了を目指していく。また、御前浜については、整備のあり方について地元住民の参画のもとワーキング等を通じて計画検討に取り組んでいるところである。

<要望事項>

9－(3) 大阪湾岸道路の西伸部の建設促進

六甲アイランド～名谷ジャンクション間が未整備のままとなっている大阪湾岸道路については、六甲アイランド～長田区駒ヶ林南間が国による大阪湾岸道路有識者委員会のP Iプロセスを経て、都市計画及び環境影響評価手続きに着手されるなど、都市計画決定へ向けて一歩前進したが、兵庫県としても未整備区間の早期事業化に向けて、所要の措置を積極的に講じられたい。

<回答>

大阪湾岸道路の未都計区間である六甲アイランド～駒ヶ林南間については、大阪湾岸道路有識者委員会による提言を踏まえ、平成 17 年 2 月から都市計画決定及び環境影響評価手続きに着手しており、環境影響評価方法書を作成して本年 1 月には縦覧を終えるなど、手続きを順次進めているところである。

県としては、平成 19 年度内早期の都市計画決定に向けて手続きの促進に努めるとともに、都市計画決定後、速やかに事業化が図られるよう国へ働きかけており、早期整備にむけて積極的に取り組んでいく。

<要望事項>

9－(4) 神戸淡路鳴門自動車道等の通行料金の恒久的且つ一段の引き下げ

神戸淡路鳴門自動車道の通行料金については、平成 15 年 7 月からの新特別料金（基本料金より 28%引き）が継続されているが、同自動車道の一層の利活用促進と地域間の経済交流等の拡大に結びつけるため、通行料金の恒久的且つ一段の引き下げについて、国、関係機関に強く働きかけられたい。

<回答>

神戸淡路鳴門自動車道の通行料金の引き下げについては、地域経済活性化や地域間交流の更なる促進を図るために重要であることから、本県では関係府県市と連携を図りつつ、国、本州四国連絡高速道路(株)に対して、コスト削減、経営合理化や政策的、弾力的な料金設定、利用者ニーズを踏まえた割引制度の創設などにより、更なる料金引き下げの実現に努めるよう、引き続き強く求めていく。

また、高速自動車国道の料金については、E T Cを活用した深夜割引、通勤割引などの時間帯割引が実施されており、平成 17 年 4 月からは利用頻度に応じたマイレージ割引が導入されている。

本県としては、国に対し、より利用しやすい料金とするための道路特定財源の幅広い活用等について要望しており、引続き料金引下げに向けた取組みを進めていく。

<要望事項>

9－(5) 道路網の整備

地域経済の活性化と緊急時の円滑な交通網を確保するため、高速性・代替性を備えた高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備をより一層推進され、特に下記の道路を重点的に整備されたい。同時に、昨年の台風 2 3 号の影響で被害のあった国道・県道の早期改修を実施されたい。また、ITS（高度道路交通システム）の早期導入、公共交通優先施策等による渋滞解消の研究、主要幹線道路における歩道のバリアフリー化・電柱の地中化等を引き続き推進されたい。

- ① 高規格幹線道路等
- ・近畿自動車道 名古屋神戸線（第二名神高速道路）
  - ・北近畿豊岡自動車道
  - ・中国横断自動車道 姫路鳥取線
- ② 都市高速道路等
- ・阪神高速道路（神戸山手線）の全線開通に向けた整備促進
- ③ 地域高規格道路等
- ・鳥取豊岡宮津自動車道
  - ・神戸中央線
  - ・播磨臨海地域道路
  - ・阪神間南北線
  - ・東播磨南北道路
  - ・神戸西バイパス
  - ・東播丹波連絡道路
- ④ 地域幹線道路
- ・都市計画道路山手幹線の尼崎以東（大阪府側）への接続につき大阪府への働きかけ強化
  - ・国道176号名塩道路の早期完成
  - ・国道2号（尾上小野線～加古川橋梁区間の4車線拡幅・対面通行の早期実現、相生有年道路の早期完成、和坂～小久保間拡幅）
  - ・国道175号（平野拡幅、神出バイパス、西脇北バイパス、西脇ランプ）
  - ・国道372号小原豊国バイパスの早期完成
  - ・国道2号、十二所前線の相互通行化に向け、車崎東交差点～今宿交差点間の4車線化の早期実現
  - ・都市計画道路 尾上小野線（加古川市）の整備促進 ※復活
  - ・姫路市内大日線及び船場川線の早期道路整備の実現
  - ・龍野・揖保川・御津南北連絡道路（はりま・ふれあいロード）の整備促進
  - ・揖保南北幹線道路の整備促進
  - ・相生湾埋め立てに伴う道路直線化整備促進
  - ・緊急時、災害時などの代替性、速達性を鑑みて高取峠の早期トンネル化
- ⑤ その他の道路
- ・主要地方道尼崎港線（五合橋線）の国道43号以南の拡幅工事の早期具体化
  - ・尼崎宝塚線（武庫の里以北）拡幅事業の早期完成
  - ・主要地方道大沢西宮線（西宮北有料道路南進事業区間以南）から都計道路建石線までの間の整備促進
  - ・県道周世尾崎線の尾崎トンネル開通に伴う国道250号との接続工事の早期完成
  - ・神戸市から三木市へのアクセス道路となっている県道の整備
  - ・明石市と明石海峡大橋を結ぶアクセス道路の建設促進
  - ・県道明石高砂線の新明町以西の早期拡幅
  - ・加古川左岸堤防道路拡幅等の整備促進
  - ・一級河川加古川によって分断されている東西ルートを結ぶ新設道路
  - ・山陽自動車道加古川北インター周辺道路の整備促進
  - ・山陽自動車道や加古川バイパスから高砂市南部を結ぶ都市計画道路沖浜平津線
  - ・高砂市内の山陽電鉄沿い道路（荒井～伊保間）の一方通行の早期改善
  - ・県道広畑青山線の整備
  - ・県道国分寺白浜線（姫路東インター南側）の整備
  - ・相生市西部を南北に走る県道竜泉那波線（西部幹線）全線の早期完成
  - ・円山川右岸道路の整備促進と豊岡までの北伸
- ⑥ 紀淡連絡道路の早期具体化

<回答>

歩道の整備にあたっては、高齢者や身体障害者の活動機会の増大に対し、「つくる」から「つかう」の観点から既設歩道のセミフラット化や段差解消などの歩道リニューアル整備を行い、誰もが安全で安心して利用できるユニバーサル社会の構築を引き続き推進していく。

無電柱化の推進については、安全・安心で美しい県土づくりを進めるため、都市部の幹線道路や復興まちづくり地区等において、安全で快適な通行空間の確保等に取り組み、平成 15 年度末には、兵庫県全体で約 270km を達成したところである。

さらに、平成 16 年度を初年度とする「兵庫県無電柱化推進計画 (H16～H20)」を策定し、これまでの幹線道路に加え、姫路城周辺やコウノトリの郷周辺のような歴史的街並みや自然景観を保全する地区、尼崎 21 世紀の森や潮芦屋などの新しいまちづくり地区において、面的な無電柱化に取り組むこととしている。

また、土地区画整理事業やバリアフリー化に向けた歩道のリニューアル事業との同時施工や、軒下配線や裏配線の導入を検討することにより、コスト縮減を図りながら、効率的な無電柱化を推進していく。

[高規格幹線道路等]

1 わが国の自動車交通の大動脈となる第二名神高速道路は、現名神と一体となって高速道路本来の高速性、定時性、快適性を確保するとともに、阪神淡路大震災の教訓を活かした代替ネットワークを形成する路線である。

特に本県においては、中国自動車道の宝塚市内のトンネルを中心とした渋滞が激しく、これを解消するためのバイパス機能も有している。

平成 18 年 2 月の第 2 回国土開発幹線自動車道建設会議での審議を経て、「有料道路方式」で、西日本高速道路株式会社が整備することに決定された。

県としては、第二名神の必要性、重要性を国、西日本高速道路株式会社に強く訴え、整備を促進するよう要望していく。

2 丹波市春日町～丹波市氷上町間については、平成 17 年 4 月に供用開始し、丹波市氷上町～朝来市和田山町間については、のじぎく兵庫国体に向けて、国交省が整備を進めている。また、北近畿豊岡自動車道の一部となる遠阪トンネル有料道路の改築事業を県道路公社が平成 15 年度から実施している。

県としては、国体開催までのできる限り早い時期に和田山まで供用できるように、また、朝来市和田山町～養父市八鹿町間は平成 18 年度から本格的に工事着手されるよう国に要望している。

また、養父市八鹿町～豊岡市上佐野間については、平成 18 年 1 月に都市計画決定を行ったところであり、豊岡市上佐野以北についても計画の具体化に努め、和田山以北全線の早期完成に取り組んでいく。

3 中国横断自動車道姫路鳥取線は、山陽、山陰及び中国地方の山沿いの地域を山陽自動車道や中国縦貫自動車道と連携しながら一体的に結び、輸送時間の短縮、沿道地域の産業や経済、生活や文化の発展に不可欠な道路と認識している。

また、播磨科学公園都市へのアクセスとして、西播磨地域を中心とした経済・文化・交流の発展にも寄与する道路である。

県としては、姫路鳥取線の必要性、重要性を踏まえ、高速ネットワークとして早期に整備するよう、国、西日本高速道路株式会社に要望していく。

[都市高速道路]

阪神高速道路神戸山手線は、神戸市須磨区～同市長田区に至る延長 9.5 km の路線であり、神戸線、北神戸線と連結することにより、神戸市西部地区における高速道路の南北軸を形成する重要な路線となっている。

平成 15 年 8 月に北神戸線白川 JCT～神戸長田ランプ間 (7.3 km) が開通した。残る南伸部 (長田区蓮池町～長田区南駒栄町 2.2 km) については、用地買収は完了しており、神戸線との接続区間 (1.8 km) を施行中である。平成 22 年度末完成予定であるが、一日も早い供用を目指し、事業進捗を図るよう国、阪神高速道路株式会社に要望していく。

[地域高規格道路]

- 1 鳥取豊岡宮津自動車道のうち、香住道路(L=6.2km)については、平成6年度から事業に着手し、平成17年3月27日に供用した。  
また、香住道路の西側区間である余部道路(L=5.3km)についても、平成12年度から事業に着手し、平成22年度の供用に向けて、船越トンネル(余部工区)の本体工事等を促進している。  
鳥取県境の区間(L=3.5km うち県内1.9km)については、鳥取県とともに平成13年度から東浜居組道路として事業着手し、平成20年度の供用に向けて、県境部の七坂トンネルの本体工事等を促進している。  
引き続き、事業中区間の進捗を図るとともに、調査区間に指定されている区間の早期事業化に取り組みたい。
- 2 阪神間南北線は将来の阪神地域における南北交通需要に対処するとともに、地域の活性化や社会経済活動の発展を支えるため必要ではあるが、計画の具体化には、今後の技術開発の進展や社会経済情勢の動向を見定めて行く必要があるため、時間をかけて取り組んでいくこととしている。
- 3 神戸西バイパスは、垂水 JCT から石ヶ谷 JCT までの延長 12.5km の地域高規格道路で、このうち、垂水 JCT から永井谷 JCT に至る自動車専用部 5.6km、一般部 4.4km については、平成10年4月に明石海峡大橋と同時供用した。  
永井谷 JCT から石ヶ谷 JCT の間については、現在、国が用地買収及び工事を進めており、自動車専用部の事業主体の決定も含め、積極的な取り組みを国に要望するとともに、事業推進に積極的に協力していきたい。
- 4 神戸中央線については、神戸市道路公社が、布引から国道2号までの南伸事業を進めている(南行：平成18年2月8日供用。北行：平成18年3月30日供用予定)。これにより、阪神高速道路神戸線(生田川ランプ)と連絡されることになり、都市高速ネットワークの充実が図られるものと考える。
- 5 東播磨南北道路は、平成11年度から国道2号～(主)神戸加古川姫路線間の約6.0kmについて、地域高規格道路として事業を進めており、現在、用地買収の推進を図っている。今後も地元の協力を得ながら事業の促進を図り、加古川病院の移設開院に合わせた暫定供用を目指し整備促進に努めてまいりたい。
- 6 東播丹波連絡道路は、現況道路の交通渋滞等の問題を解消するとともに、東播地域と丹波地域の連携及び交流促進を目的とした道路で、加東市から丹波市に至る約30kmの地域高規格道路である。  
平成10年6月に計画路線指定され、同年12月には西脇市内の約5kmが整備区間に、丹波市内の約9kmが調査区間に指定されている。  
西脇市下戸田～同市黒田庄町については、国により西脇北バイパスとして事業が進められており、現在、用地買収及び埋蔵文化財調査を促進している。また、丹波市山南町～同市氷上町については、事業化に向けた調査を進めている。県としても、事業中区間の整備促進及び未着手区間の早期事業化について、国に要望するとともに、事業推進に積極的に協力していきたい。
- 7 播磨臨海部の4市2町では「播磨臨海地域道路網協議会」を設立し、播磨臨海地域における道路網のあり方やその実現に向けての研究調査や広報活動を行っており、本県もその活動に参画して協力するとともに、国の予算編成に対する提案等において、本道路の早期具体化の要望を行ってきている。  
また、平成17年8月には、県が事務局となり、地元4市2町を構成員とする「播磨臨海地域道路検討会議」を新たに設置し、本道路の計画の具体化に向けた協議・検討を進めている。



平成 18 年度は、土地利用の現況や地形を勘案しつつ、ルート計画上留意すべき地点の抽出、平面線形・縦断線形の検討等の概略設計を行い計画の熟度を高めていきたいと考えており、今後とも関係市町と連携しながら、重点的・積極的な取り組みを行っていききたい。

[地域幹線道路]

- 1 都市計画道路山手幹線は、尼崎から神戸に至る阪神間の主要な東西幹線道路であり、震災復興最重点路線として県及び関係市により整備を進めている。  
このうち、尼崎市戸ノ内工区において県施行街路事業にて整備に取り組んでおり、平成 18 年度末に供用開始の予定である。  
大阪府側との接続について、「兵庫県・大阪府道路連絡会議」等で大阪府側の三国塚口線の整備を要請している。平成 16 年 2 月には、国、府、県で構成する「三国塚口線・山手幹線連絡調整会議」を新たに設置し、接続に向けた協議調整を進めており、国の協力も得ながら引き続き大阪府に強く働きかけを行っていく。
- 2 国道 176 号名塩道路は、西宮市生瀬地区をはじめとする交通混雑の解消並びに交通安全確保を目的とした延長約 10.6km の道路で、国により事業が進められている。平成 17 年度末までに暫定をふくめ約 4.8km を供用しており、現在、西宮市木ノ元地区の改良工事を促進している。県としては、国に事業促進を働きかけるとともに、事業推進に積極的に協力していききたい。
- 3 国道 2 号のうち、加古川市内の尾上小野線～加古川橋梁区間の 4 車線化・対面交通の早期実現については、加古川市の中心市街地の活性化に向けて、市、地元団体とともにまちづくりの方向を明確化するとともに、まちづくりと一体となった国道 2 号等の道路整備のあり方を検討していききたい。  
相生有年道路は、相生市・赤穂市域の安全かつ円滑な交通を確保するとともに、沿道環境の改善を図る延長約 8.6km の道路であり、国により用地買収及び工事を進められている。県としては、国に事業促進を働きかけるとともに、事業推進に積極的に協力していききたい。  
明石市内の和坂～小久保間については、4 車線区間に挟まれた約 1.3km の 2 車線区間について、平成 16 年度より和坂拡幅として事業着手しており、引き続き事業促進に取り組みたい。
- 4 国道 175 号については、国で平野拡幅、神出バイパス及び西脇北バイパスを事業中である。  
このうち神戸市内の平野拡幅(L=3.3km)、神出バイパス(L=5.7km)については、現在、用地買収及び工事が進められている。県としても、早期完成が図られるよう国に要望していききたい。  
西脇北バイパスは、東播丹波連絡道路の一部区間として、現在、用地買収及び埋蔵文化財調査を促進している。県としても、早期完成が図られるよう国に要望するとともに、事業推進に積極的に協力していききたい。
- 5 国道 372 号小原豊国バイパスについては、姫路市飾東町小原～豊国間において、渋滞解消と山陽道姫路東 IC へのアクセス機能の確保を図るため、平成 8 年度から整備を進めている延長約 6.2km の道路である。平成 17 年度までに約 3.7km を供用しており、現在、豊国地区のバイパスについて、用地買収及び工事を進めている。引き続き、早期供用を目指して事業の進捗を図りたい。
- 6 国道 2 号、十二所前線の相互通行化について、現在の交通量を確保するためには、国道 2 号においては今宿交差点～車崎東交差点間の 4 車線拡幅が必要であり、密集した市街地であるため多数の物件移転を伴い、莫大な費用を要することから、早期の事業化は困難である。また(都)十二所前線は、本格的な改築によって必要幅員を確保するか、歩道幅員を縮小する必要があるが、高度に進んでいる沿道の土地利用をみるといずれの方法も非現実的である。

- 7 都市計画道路尾上小野線については、東播磨南北道路と連絡し、東播磨地域の臨海部と内陸部を連携し地域の活性化に資する路線であるが、国道2号との交差点に集中する交通を分散させるとともに、渋滞交差点解消プログラムに位置付けられている「野口交差点」の渋滞解消のため、国道2号から県道野口尾上線までの区間について、平成18年度より事業着手することとしている。
- 8 都市計画道路大日線及び船場川線については、JR山陽本線等連続立体交差事業と併せて整備を進めており、国道2号と国道2号バイパス（姫路バイパス）を連絡し、南北の幹線道路機能を強化すると共に、中心市街地の環状道路として、地域の活性化を図るものである。これら路線については、平成24年度までの完了を目指し整備を進めていく。
- 9 龍野・揖保川・御津南北連絡道路は、山陽自動車道龍野西 I.C. から国道2号を経て国道250号へ至る延長約7.5kmの道路であり、延長が長く事業費も膨大なことから、区間設定を行いながら段階的な整備を行うこととしている。  
現在、(一)岩見揖保川線の揖保川町大門～原の区間と御津町岩見の国道250号との交差点部、山陽自動車道龍野西 I.C. ランプの改築について事業着手している。今後も地元の協力を得ながら、整備促進に努めていきたい。  
なお、龍野西 I.C. ランプ改築については、のじぎく兵庫国体開催の本年秋までには、南北通行を確保することとしている。
- 10 揖龍南北幹線道路は、中国自動車道山崎 I.C. から揖保川に沿って南下し、国道250号に至る県道と市町道構成される延長27kmの道路で、西播磨地域の南北の主軸である。  
全体としては、国道2号以南の整備が遅れていることから、県・市・町が連携した、多様な主体手法による重点的な整備を図ることとしている。
- 11 相生湾埋め立てに伴う道路直線化整備については、線形不良と歩道未設置区間の解消を図るため、相生港の埋立整備事業等と連携しながら進めることとしており、埋立整備事業完了後に事業着手する。
- 12 高取峠については、現道は2車線改良済みであり、二次改築を必要とするほどの交通量や峠全体での大幅な速度低下は生じていないため、トンネル化は中長期的な取り組みと考えている。

#### [その他の道路]

- 1 都市計画道路尼崎宝塚線については、阪神高速道路湾岸線末広ランプから伊丹市を経て宝塚市の中国自動車道宝塚 I.C. を連絡する阪神間中央部の南北幹線道路であるが、尼崎市の元浜・大浜工区等約2.5kmで事業を進めており、平成18年度は、未着手区間の尼崎市の武庫・山田工区及び宝塚市の小浜南工区で事業着手することとし、平成24年度までの全線整備を目指していきたい。
- 2 主要地方道大沢西宮線の西宮北有料道路南伸事業区間の終点である甲山高等学校のバスロータリー付近から鷺林寺南町バス停までの区間について、現道の拡幅整備を計画しており、現在、関係地元自治会等と協議調整を進めながら事業を進めている。このうち北側の鷺林寺地区では、2車線改良済みではあるものの狭隘な歩道（60cm程度）が片側のみに設置されている状況であり、鷺林寺町交差点は右折レーンがないことから渋滞が発生しているため、当面、この区間を優先的に整備していく。
- 3 現在、国道250号（坂越橋）～赤穂市尾崎間の約2.6kmについて国庫補助事業により整備中である。平成16年4月には尾崎トンネルが貫通し、現在、設備工事を進めているところであり、平成18年5月20日に完成供用の予定である。
- 4 神戸市から三木市までのアクセス道路としては、県道神戸社線、平野三木線、神戸社線、三木三田線があるが、いずれも2車線が確保されており、当面の整備予定はない。

- 5 県道明石高砂線（都市計画道路朝霧二見線）の新明町以西の約0.4km区間について、県施行街路事業にて整備を進めている。また、社会基盤整備プログラムにおいて、都市計画道路八木松陰線との接続部分において前期5箇年内（平成19年度まで）、林崎町等を後期5箇年内（平成24年度まで）に事業着手することとしている。
- 6 加古川左岸堤防道路は2車線整備済の道路である。小野市から加古川市日岡山付近までは県道加古川小野線となっており、これより以南は加古川市道となっている。  
現在、東播磨地域臨海部と内陸部の地域間における交通混雑に対する対策としては、東播磨南北道路の整備を図ることとしている。
- 7 都市計画道路沖浜平津線については、山陽自動車道加古川北 I.C. から国道2号加古川バイパス、国道2号、国道250号を経て高砂市臨海部に至る、東播磨地域の主要南北幹線である。現在、渋滞交差点である古新西交差点を含み、山陽新幹線から北側735mで事業実施中であり、社会基盤整備プログラムでは、この事業区間の完成に引き続いて、山陽新幹線の南側についても事業着手することとしている。
- 8 県道広畑青山線は、2車線改良済であるが、現況交通量が約2万3千台/日と多いため、(都)夢前川右岸線を当該道路のバイパスとして位置付け、国道2号姫路バイパス以南の整備を県事業として平成13年度より事業着手している。  
(都)夢前川右岸線は、昭和37年に都市計画決定されたが、姫路バイパスとの取り付け形状など技術的な課題もあるため、今後も国土交通省、交通管理者等関係機関との協議を行い、早期整備に向け努めていく。
- 9 県道国分寺白浜線については、平成11年2月にW=25m（4車線）の都市計画決定がなされている。  
国道2号姫路バイパスの無料化に伴い交通量が減少しているが、姫路東 I.C. ランプ部において時間帯により渋滞が発生していることから、今後、渋滞解消に向けた調査を進め、効率的かつ即効性のある道路整備計画を立案検討していきたい。
- 10 県道竜泉那波線は、国道2号竜泉交差点から国道250号を結ぶ南北幹線道路であり、相生市内の慢性的な渋滞解消や主要地方道相生山崎線と一体となり播磨科学公園都市と相生市、赤穂市を連絡する役割を担っている。  
本路線の全体延長2.8kmのうち国道2号以南約1.6kmの区間が供用しており、残る区間についても、平成16年度から国庫補助事業として事業着手している。今後も地元協力を得ながら、早期完成に向け整備促進に努めたい。
- 11 円山川右岸道路は、養父市八鹿町の上小田橋まで整備されており、これより以北は町道坂本線（2車線）を経由し、平成14年10月に開通した円山川右岸地区ふるさと農道（2車線）により、豊岡市日高町赤崎で国道312号に接続することとなった。また、平成15年9月には国道312号日高南バイパスが開通したことに加え、北近畿豊岡自動車道の整備も具体化していることから、円山川右岸道路の北伸については、今後の交通の動向を見ながら慎重に判断していく必要があると考えている。
- 12 紀淡連絡道路については、必要性等について国民・県民の十分な理解を得た上で具体化を図る必要があると考えている。

<要望事項>

9-(6) 鉄道網の整備

下記の県内鉄道網の整備を関係機関と連携し推進されたい。

① 鉄軌道の複線化・電化等の促進

- ・ J R 赤穂線（相生－岡山間）の複線化と姫路行きを増便、直通新快速電車の赤穂乗り入れ増便、新幹線との接続利便性の向上
- ・ J R 加古川線（加古川－谷川間）の複線化・高速化と各駅の周辺整備
- ・ J R 播但線（寺前－和田山間）の電化・高速化
- ・ J R 姫新線（姫路－上月間）の電化・高速化
- ・ J R 山陰本線（福知山－城崎間）の複線化と城崎以西（城崎－伯耆大山間）の電化・高速化
- ・ J R 山陰本線余部鉄橋の新橋架設の早期実現による列車運行の定時性確保
- ・ 神戸電鉄の全面複線化及び北条鉄道への乗り入れ

② 市街地交通の円滑化を図るため、明石（山陽電鉄）等各地域の鉄軌道と道路の立体交差事業を積極的に推進されたい。

③ 谷上からひょうご情報公園都市・小野方面への鉄軌道整備及び神戸市営地下鉄（西神中央－西明石）の延伸による神戸地域と周辺北西地域のアクセス拡充を推進されたい。

④ 西明石駅への「ひかり」号の停車本数のさらなる増加、レールスターの停車、特急列車の J R 加古川駅停車、 J R 新快速電車の相生・上郡・播州赤穂までの延長運行と本数の増加、智頭急行線乗り入れの特急列車の相生駅停車について関係先に働きかけられたい。

<回答>

21 世紀の交通課題に対応するため、クリーンでエネルギー効率がよく、安全で安心な公共交通を有効に活用するため、鉄道整備や輸送サービスの改善が必要であると考えている。

このため、要望の各路線については、引き続き国、 J R 等に整備・改善等の要望を行っていききたい。

なお、個々の路線については以下の通りである。

[鉄軌道の複線化・電化等の促進]

1 J R 赤穂線は、西播磨地域と岡山県備前地域とを臨海部で結び、沿線地域の生活交通需要や観光需要を支える重要な路線である。

J R 赤穂線（相生－岡山間）の複線化と姫路行きを増便については、輸送需要の動向を勘案しながら J R 西日本に働きかけていきたい。

直通新快速電車の赤穂乗り入れ増便については、平成 17 年 3 月のダイヤ改正で、播州赤穂駅へ 15 本の延伸運行が実現した。また、平成 18 年 3 月のダイヤ改正では、その新快速の車両増結が実現するなど、逐次、利便性の向上が図られているところである。

2 J R 加古川線は、広域的な路線であるとともに、生活路線として、沿線地域の重要な公共交通であり、先の震災では、迂回ルートとして重要な役割を果たしたことから、平成 13 年度に電化事業に着手し、平成 16 年 12 月に開業した。

一方、複線化については、輸送力の増強策であり、電化開業後の利用状況を見極めたい。

各駅の周辺整備については、沿線市町と連携を図りながら、加古川線の利用促進に繋がるよう取り組んでいきたい。

3 J R 播但線は、但馬地域と播磨地域とを結ぶ県内南北幹線鉄道として重要な路線であり、平成 10 年 3 月には、姫路～寺前間の電化・高速化整備が完成している。

寺前以北について、 J R 西日本は、現在の利用実態を踏まえると早期事業化は困難であり、利用者増を図ることが必要不可欠であるとしている。このため、鉄道利用者のニーズ把握や沿線地域づくり、駅周辺の整備など利便性向上や利用者増に向けた検討調査に取り組み、当面、高速化について検討していきたい。

- 4 JR姫新線は、播磨の中核都市である姫路市と内陸部とを結ぶ重要な公共交通機関である。JR姫新線の利便性向上を図るため、平成18年度から軌道改良、新型車両の導入等による高速化事業に着手すると共に、バスアクセスの強化、駅前広場やパークアンドライド駐車場の整備、イベントの開催やサポーターの育成支援など利用促進のための様々な施策を展開していくこととしている。
- 5 山陰本線は、丹波、但馬地域を経て山陰地域を結ぶ幹線鉄道であるとともに、生活路線として沿線地域の重要な公共交通であるが、JR西日本は、現在の利用実態を踏まえると複線・電化の早期事業化は困難であるとしている。  
そのため、当面は余部鉄橋の安全性・定時性確保にあわせ、鉄道のさらなる利便性の向上や但馬地域の活性化を推進するため、高速化を検討していくこととしている。
- 6 余部鉄橋の安全性・定時性確保については、平成3年に「余部鉄橋対策協議会」を設立し、取り組みを進めてきたが、平成15年10月同協議会において、定時性確保対策として、PCラーメン橋による新橋建設で取り組むことが決議され、平成17年3月には、新橋梁デザインとしてエクストラードPCラーメン橋とすることが決議された。17年度からは、橋梁架替に向けた本格的な取組として、実施設計に着手しており、18年度は、現地工事に着手する予定になっている。
- 7 神戸電鉄は、北神急行や神戸市営地下鉄と連結し、北神・北摂・丹波・北播磨地域と神戸都心部とを結ぶ基幹都市鉄道である。  
三田線の複線化については、沿線の住宅開発等に伴う需要に対応すべく、鉄道事業者において整備が進められ、県としても支援を行ってきたところであるが、鉄道事業者の投資額にも限界があることから、進捗していない状況にある。  
一方、平成16年度から、列車運行の安全確保等のため、同電鉄の要望も踏まえ、鉄道近代化整備に対して、支援を行っている。  
北条鉄道への乗り入れについては、採算面の問題や技術的な課題が多いと認識している。

#### [鉄軌道と道路の立体交差事業]

明石市域の山陽電鉄との立体交差化については、平成6年度に完了した山陽明石駅を中心とする第1期事業に引き続き、西新町駅を中心とした明石川以西約1.9kmの高架化について、平成14年3月に事業認可を取得し、整備促進を図ることとしている。

また、その他、JR姫路駅など地域の主要な駅周辺を重点的に連続立体交差事業により、鉄道との立体化を推進しているところである。

今後も市街地の交通渋滞の解消や良好な市街地の形成に向け、事業の推進を図っていく。

#### [神戸地域と周辺北西地域のアクセス拡充]

谷上～東播磨情報公園都市・小野方面への鉄道としては、既に、神戸電鉄粟生線が運行されていることに加え、鉄道建設には膨大な資金が必要となること等から、この地域に新たに鉄軌道を建設することは現状では極めて困難と考えられる。

一方、神戸市営地下鉄の延伸（西神中央～西明石）についても、採算性を確保するのに必要な需要が見込めず、事業化が困難な状況となっている。

#### [新幹線の停車本数増加と新快速電車の延長運行等]

新幹線の停車本数については、従来は、姫路駅に2時間毎に上下各1本の「のぞみ」が停車し、西明石駅に毎時上下各1本の「ひかり」が停車していたが、平成17年3月のダイヤ改正で、新たに姫路駅に毎時上下各1本の「のぞみ」が停車することになった。

新幹線の停車駅は、高速広域交通の拠点として重要な役割を果たしており、この度のダイヤ改正による利用状況を見極め、JR西日本に働きかけていきたい。

新快速電車の延長運行については、平成17年3月のダイヤ改正で、播州赤穂駅へ15本の延伸運行が実現した。また、平成18年3月のダイヤ改正では、その新快速の車両増結が実現するなど、逐次、利便性の向上が図られているところである。

今後は、特急列車の停車駅等も含め、広域的な運行体系や需要の動向を勘案しつつ、JR西日本に働きかけていきたい。

智頭急行線乗り入れの特急列車「スーパーはくと」は現在、冬季限定（10月～3月）で、1日に大阪方面1本、鳥取方面2本が相生駅に停車しているところであるが、相生駅停車本数の増加については、広域的な運行体系や需要の動向も勘案しながら、智頭急行線とともに、JR西日本に働きかけていきたい。

<要望事項>

9－（7）環境や安全に配慮した交通整備

- ① 環境に優しく高齢者・障害者も利用しやすいLRT(次世代路面電車)について、導入を前提とするのではなく、公共交通の重要性を自動車利用に慣れた市民に訴え、理解を深めるために県民局・市・事業者・市民で構成されるLRT研究会などの組織を発足されたい。
- ② 今後のバス交通の整備や車輛更新等にあたっては、低公害型バスを採用するなど、環境に最大限配慮されたい。また、中心市街地における公共交通機関を充実させるためのコミュニティバス運行について助成策を検討されたい。
- ③ 人と自動車が共存し、安全・安心のまちづくりを実現するため、自動車が自然に減速するような段差やカーブなどを取り入れた歩行者優先の「コミュニティ道路」について地元自治体とともに積極的な設置を図られたい。

<回答>

- 1 環境面などで優れた特性を持つLRTは、公共交通優先社会を形成する有効な手段のひとつと考えているが、導入については、既存道路の車線を削減する必要が生じ、地元住民との合意形成が重要な課題となるため、今後、関係市より相談があれば、応じていきたいと考えている。
- 2 各市町域内の生活交通の維持確保は、基本的には、地元市町の責任で行うべきものと考えているが、高齢化の進展に伴って県民の足としてのコミュニティバスの重要性・必要性が高まりつつあるという状況を踏まえ、市町が主体となって各市町域内を運行するコミュニティバスの運行費に対して、平成16年度から補助を行っている。
- 3 コミュニティ道路の整備にあたっては、交通規制や段差構造による騒音など沿道家屋や商店などに与える影響が大きく、沿道住民や利用者の方々の十分な理解が必要であり、道路の利用状況や地域ニーズに応じ、地元市町の協力を得ながら整備を検討していく。

<要望事項>

9－（8）その他の交通関係機関の整備

- ① 明石海峡大橋で突発的事故が生じ、交通機能が失われた場合を想定し、海上アクセスへの補助支援強化の検討をすすめられたい。
- ② 地域において、地場産品の販売場所としての利用もできることから「道の駅」の設置を推進されたい。また、道の駅あいおい白龍城に公共栈橋を整備頂き、海の駅登録を受けるための支援をされたい。

<回答>

淡路島への海上アクセスの維持確保は、多元多重の交通ネットワークを構築する観点からは望ましいものであるが、明石海峡大橋が淡路島への確実な交通手段としての機能を十分に果たしていることから、本州と淡路を結ぶ海上アクセスの位置付けは、相対的に低くなっている。

このため、今後は、地域振興やまちづくり、島民の足確保の観点から、地元の海上アクセス確保に向けた取り組みに対して、県も可能な範囲で協力したい。

## 10. その他

### <要望事項>

#### 10-（1）防災体制の整備

- ① 震災10年が経過したが、その教訓を風化させることなく、三木総合防災公園をはじめ県内各地の広域防災拠点の早期整備を図るとともに、災害に強いライフラインの整備、河川改修工事の推進等、自然災害に対して万全の体制を確立されたい。また、山崎断層帯、六甲・淡路島断層帯等の地震観測体制を強化するとともに、各世帯への耐震化意識の推進を通じて、耐震化工事の推進を図る支援策の更なる拡充に努められたい。
- ② 広域防災拠点として、小野市内の青野原台地が災害時、緊急時に対応できるヘリポート基地として有望視されているので、是非調査し、建設を検討願いたい。
- ③ 平成16年台風23号以降、被災地域の経済は疲弊を強めており、復旧・復興対策の手を緩めることなく、中小・零細企業に対する支援をはじめ、下記の事項についてご配慮願いたい。
  - ・河川改修の早期完成（堤防、河床掘削等）
  - ・山林・傾斜地・宅地等の崩壊箇所の早期復旧
  - ・橋脚の多い橋梁の全面架け替え
  - ・災害融資における償還期限と利子補給の延長
- ④ 国内外の災害による被害を軽減するため、阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」における災害対策に係る専門家の育成や調査研究を積極的に進められたい。
- ⑤ 顕在化したアスベスト問題等については、公共施設のみならず民間所有のビルにおいてにも十分な安全確認と適切な処置をすべく取り組んで頂きたい。

### <回答>

1 広域防災拠点の整備については、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、備蓄、救援物資の集積・配送・応援要員の集結・出動機能を持つ広域防災拠点（全県及びブロック拠点）を県下各地に設置することとし、これまでに、西播磨、但馬広域防災拠点（ブロック拠点）を既に整備し、その運用を行っているところである。また、三木市内において、県域の総合的な防災拠点となる三木総合防災公園の整備を進めており、平成16年4月には同公園の中核施設となる県立広域防災センターを開設し、平成17年8月には、陸上競技場、球技場等を有する県立三木総合防災公園が一部開園し、運用を開始している。

さらに、近い将来その発生が懸念される東南海・南海地震等の大地震や風水害被害による交通途絶等により地域全体が孤立化するおそれのある淡路地域や、阪神・淡路大震災において大きな被害を受けた阪神地域においても、平成17年度から淡路、平成18年度から阪神南、平成19年度から阪神北広域防災拠点（ブロック拠点）の整備に着手することとしており、広域防災拠点（ブロック拠点）の早期整備に努めて参りたい。

また、ライフライン関係施設の整備についても、地域防災計画に基づき関係機関と協議検討していく。

2 県内には、山崎断層帯をはじめ大規模な被害をもたらすと考えられる活断層が数多く存在していることから、活断層の実態及び地震発生メカニズムの解明のため、国に対し、山崎断層帯をはじめとする活断層に焦点を当てた地殻変動観測等の観測体制の強化について、要望しているところである。

3 平成15年度より、昭和56年5月31日以前に着工した住宅の耐震診断を含む耐震改修計画づくりや耐震改修工事に対して、その費用の一部を県が補助する「わが家の耐震改修促進事業」を創設し、民間住宅の耐震化を支援している。

平成18年度は、さらなる耐震化を促進するため、「住宅耐震診断・改修計画策定費補助」の補助金限度額を増額（戸建：16万円から20万円、共同：4万円／戸から12万円／戸）し、また「住宅耐震改修工事費補助」の補助率を概ね1/6から1/4に改正のうえ増額（戸建：50万円から60万円、共同：12.5万円／戸から20万円／戸）し、合計して戸建住宅で最大80万円、共同住宅で最大32万円／戸の補助を実施していく。

さらに、補助対象工法である「パッケージ方式」を拡充し、住宅が倒壊しても居室内で耐震性を確保するシェルター工法（居室耐震型）を加えるとともに、共同住宅を対象に耐震改修技術提案コンペを実施し、一定の水準に達しているものは推奨工法として普及啓発に努めていく。

- 4 県民自らが住宅の安全性を確認し、耐震化への動機づけを図るため、市町が実施する簡易耐震診断に要する費用の一部を補助する「簡易耐震診断推進事業」を平成17年10月から実施しており、今後は広報等によりさらに普及啓発に努めていく。
- 5 近隣の三木市内に全県拠点として三木総合防災公園を整備しており、その中に、既に非公共ヘリポートを整備している。さらに、要望のある青野原台地の近くには陸上自衛隊青野原駐屯地があり、その活用も可能であることから、現在のところ、整備は考えていない。
- 6 台風23号等で被害を受けた箇所への復旧については、平成17年度末に概ね完了する。また、その中でも甚大な被害を受けた河川では改良復旧事業を進めており、それらの事業についても鋭意予算確保に努めた結果、平成18年度末には概ね完了する予定である。

なお、加古川、洲本川の河川激甚災害対策特別緊急事業においては、総額事業費も大きく平成21年度完成を目指して鋭意予算確保にも努めているところである。

また、要望にある「傾斜地」について、台風23号により崩壊等の被害のあった箇所は、既に工事発注しており、早期復旧に向けて工事を進めていく。
- 7 県が指定する災害により被害を受けた中小企業者に対して、融資限度額：5,000万円、融資利率：1.1%（最優遇金利）の「経営円滑化貸付」の災害復旧枠を適用し災害復旧に必要な設備・運転資金の円滑な供給を行うとともに、信用保証協会及び金融機関に対して、保証審査、融資審査の積極的な対応及び既往債務の保証、融資条件等の変更など、柔軟な対応を要請することとしている。
- 8 このような中、平成16年台風23号等により被害を受けた中小企業者に対しては、早期の復旧・復興に向けた取り組みの一層の充実を図るため、「経営円滑化貸付（災害復旧枠）」の融資（据置）期間を7(1)年から10(2)年に延長したところである。

さらに、床上浸水以上の被害を受けた者が、災害復旧のために借り入れた「経営円滑化貸付（災害復旧枠）」及び政府系金融機関「災害復旧貸付」に対して、2,000万円を限度に3年間、利子全額を補給することとし、平成17年度から補給を開始したところである。
- 9 これらの対策により、償還期限（融資期間10年、据置2年）については、超長期の期限を設定するとともに、利子補給により3年間は実質無利子とするなど、既に被災中小企業者の資金繰りを考慮し、十分な負担の軽減を図っていると考えている。
- 10 人と防災未来センターでは、地方自治体の災害対策実務の中核を担う人材を育成し、関係各組織の災害対応能力の向上に貢献するため、地方公共団体の首長、防災を担当する幹部職員など行政等の防災担当職員を対象とする災害対策専門研修を実施しており、これまで全国から延べ1,099人が受講している。

さらに、昨年の新潟県中越地震の際に、被災地にセンターの専任研究員等を2週間（延べ14人）にわたり派遣し、災害対応の全体調整などに関する助言等を行うなど、被災地での阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえた調査及び支援活動については、スマトラ島沖地震災害によるニアス島災害、8.16宮城地震災害、パキスタン・イスラム共和国地震災害の被災地において行った。

今後は、引き続き実戦的な人材の育成や災害対策にかかる専門家の派遣を行うほか、発生が懸念されている巨大地震を見据えた調査・研究の推進、国連防災世界会議を契機として設立された国際防災復興協力機構（IRP）をはじめとした国際的な防災関係機関等とのネットワークの強化など、センター機能の充実を図り、積極的に国内外へ情報発信を行い、大規模災害による被害の軽減に貢献していく。



11 民間建築物に使用されている吹付けアスベスト等については、平成17年7月以来県下の1,000㎡以上の建築物10,707棟に対して調査を行い、12月15日時点で未対応の施設が584棟あることが判明している。これらの施設の所有者・管理者に対して引き続き吹付けアスベストの適正な処理の促進について指導していく。

不特定多数の者が利用する建築物については、県の建築基準法施行細則の改正により、建築物の定期報告制度の報告内容に吹付けアスベスト等の状況を報告させることを追加し、長期的に監視していくこととしている。(県建築基準法施行細則改正、H18.2.24施行)

また、国においても、吹付けアスベスト等の使用を禁止するなど建築基準法を改正し、法に基づいて適正処理の促進について指導を行うとともに、増改築時には処理をしなければならないように規制をするなど、所要の法整備がなされている。(改正建築基準法 H18.10月頃施行予定)

#### <要望事項>

##### 10-(2) 防犯・青少年の非行防止

県民が安全に安心して暮らせるよう防犯対策を強化するとともに、凶悪化・低年齢化の傾向を強める青少年犯罪にストップをかけるべく、青少年健全育成の推進を図られたい。そのためにも、学校における道徳や倫理観を育む教育や児童・生徒からの相談体制の充実、学校と地域・関係機関の協働・連携に取り組まれたい。

#### <回答>

1 県では、犯罪被害に遭いにくいまちづくりの一環として、平成17年3月、三宮北地区にスーパー防犯灯7基を設置し、17年度には、尼崎市神田新道地区にスーパー防犯灯7基を、更に18年度には、姫路市魚町地区に7基を設置するなどハード面の整備を進めている。

また、厳しい犯罪情勢を踏まえ、防犯協会等を中心に地域ボランティアの参画を得て、自主防犯活動を働きかける「ご近所の防犯運動」に取り組むとともに、知事部局が取り組む「まちづくり防犯グループ」事業とも連動させ、防犯組織の活性化を図っており、県民の防犯意識の高揚と自主防犯活動の促進を図るため、県警ホームページ、メール等の各種広報媒体の活用により、防犯に役立つ各種情報を積極的に提供するとともに、防犯活動のノウハウの提供、警察官の同行パトロールなどの支援に努めていく。

今後とも、県民の安全と安心を確保するため、限られた警察力を効果的かつ最大限に運用して街頭活動を強化するとともに、「ご近所の防犯運動」を継続的に推進するほか、地域において防犯活動に積極的に取り組むボランティアを対象としたリーダー研修会の開催、インターネットメールを活用した「ひょうご防犯ネット」等による県民に対するタイムリーな情報提供など、地域の防犯力を高めるような地域と一体となった警察活動を重点的に展開していく。

2 青少年の健全育成については、情勢を踏まえ、平成18年の兵庫県警察運営重点に「少年の非行防止と健全育成に向けた総合対策の推進」を掲げ、悪質化する少年犯罪の検挙・補導活動を強化するほか、県市町、学校等の関係機関、少年ボランティア等の団体、家庭や地域等との連携を一層強化した非行防止活動を推進していく。

3 青少年犯罪の凶悪化・低年齢化の一因とも考えられる、インターネットの普及等による有害情報の氾濫、深夜営業の増加等の近年の社会環境の著しい変化に対応するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある営業・行為等に係る規制強化等を目的として青少年愛護条例を改正し、平成18年4月1日から施行する。

また、条例改正に伴う取り組みの強化策として、平成18年度予算で新規に、条例周知事業(リーフレット作成・配布)や有害情報対策事業(中学生及び保護者への啓発、学習会等の開催)を計画している。

- 4 青少年に悪影響を及ぼす社会環境の調査や指導、社会全体のモラル向上や地域の教育力の向上を図る「大人が変われば子どもも変わる運動」の実施、子どもへの声かけや見守りから、地域の子どもは地域で育てる気運を高める「ひょうごハート・ブリッジ運動」の展開等を行うなど青少年を守り育てる県民スクラム運動を展開している。
- 5 有害環境から青少年を守り、補導・相談活動をより推進するため、兵庫県補導委員連合会への補助及び補導センターが取り組む新規または広域的な事業に対する補助金の交付等の活動支援をしている。
- 6 子どもたちを取り巻く教育環境が大きく変化する中で様々な教育課題に対応していくためには、これまでの学校を中心とした教育から、学校・家庭・地域社会がそれぞれの教育機能を活かし積極的に連携・協力する必要があることから、本県では県民の「参画と協働」を基本理念とし、「県民すべてがかかわる兵庫の教育」の推進に取り組んできたところである。
- 7 学校における道徳や倫理観を育む教育の充実については、学校、家庭、地域が連携・協力し、児童生徒に社会生活上のルールや基本的なモラルなど、倫理観、善悪の判断等の道徳的実践力を育成する「道徳教育推進アクションプラン」を平成 16 年度から実施してきたところである。

平成 18 年度においては、道徳教育のさらなる充実を目指し、これまで取り組んできた道徳の時間における指導方法の研究や地域への啓発などの成果を基盤に、実践的な取組を展開する「道徳教育実践推進アクションプラン」を新たに実施する。
- 8 児童・生徒からの相談体制の充実については、県下の全公立中学校、高等学校等に配置する「スクール（キャンパス）カウンセラー」を新たに平成 18 年度から公立小学校に拠点配置するとともに、公立小学校に「子どもと親の相談員」を配置するなど、学校における教育相談指導体制の充実を図るとともに、「ひょうごっ子悩み相談センター」を開設し児童生徒や保護者などの相談に対応している。
- 9 また、学校だけでは解決困難な事案に対しては、学校、警察関係者OBや精神科医等で構成する「学校サポートチーム」を各教育事務所に設置し、関係機関と連携し、指導困難校の状況把握等を行うことで問題発生未然防止を図るとともに、問題発生時には学校との連携を緊密にし、早期対応、早期解決の支援に努めている。

<要望事項>

**10-（3）少子・高齢化対策**

日本の総人口は 2006 年を分岐に減少に転ずると見込まれるなど、少子化・人口減少傾向は、高齢化の着実な進行と併せ考えると、経済の縮小、地域社会の衰退等につながり、今や我が国の最も大きな問題である。よって、教育改革や家族の重要性の認識の浸透など、少子化対策に有効な施策を講じられたい。併せて、高齢者の老後不安解消・生きがいづくりに努められたい。

<回答>

急速に進行する少子・高齢化に対応するため、県では、平成 18 年 3 月に「少子・高齢社会ビジョン」を策定したところである。

少子・高齢社会ビジョンは、県民生活の質的な充実と元気兵庫の創造に向け、2030 年頃を展望しつつ、少子・高齢化による社会や県民生活への影響を明らかにするとともに、さまざまな課題や重視すべき視点を整理して今後の取り組み方向をわかりやすく示すものである。

このビジョンで整理したさまざまな課題や重視すべき視点に沿って、「ひょうご子ども未来プラン」「兵庫県老人保健福祉計画」などにより具体的な施策を推進することとしている。

特に少子化対策については、17年度中に、「ひょうご子ども未来プラン」を次世代育成支援対策推進法に基づく県行動計画として改定し、「一人ひとりが生命の大切さ、家庭や子育ての大切さを考え、誰もが安心して子どもを生み育てることができる地域社会の実現」を目指し、少子対策を総合的に推進していくこととしている。

また、高齢者が自立し、安心して暮らせる社会とするために、県民、各種団体、行政等が一体となって取り組むべき方策を明らかにすることを目的とした「長寿社会プラン（仮称）」の策定を行うこととしている。

<要望事項>

**10－（４）市町合併問題**

市町合併が進む中で、対象地域にある商工団体においても合併に向けての協議が進められており、これらの取り組みに対する積極的な指導・支援を願いたい。また、合併による管轄地区の拡大に伴い、経営改善普及事業を効果的に実施していくための新しい体制づくりについて、財政面をはじめとする支援措置に配慮願いたい。

<回答>

県としても、市町合併に伴う商工団体の合併については、商工会事業の効率的かつ効果的な実施を図ることができるとともに、小規模事業者の高度化・多様化するニーズに対応した経営指導員等の指導体制の充実・強化を図ることができると考えている。

また、商工団体の合併によって、創業・経営革新支援等質の高い経営改善普及事業の実現や市町行政とのより効率的な連携を通じて、地域の総合経済団体としての従来以上に総合的な地域振興を積極的に推進できると期待していることから、県としては、今後とも団体の人的・財政的基盤の強化等に配慮しつつ、団体の広範な事業実施に支障のないよう関係予算の確保に努めていきたい。